

# 令和 5 年度 兵庫県交通安全実施計画 (案)

令和 5 年 6 月

兵庫県交通安全対策会議



# 目 次

第1章	令和5年度兵庫県交通安全実施計画について	1
第2章	道路交通の安全	4
第1節	道路交通環境の整備	4
1	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	4
2	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	4
3	幹線道路における交通安全対策の推進	5
4	交通安全施設等の整備事業の推進	7
5	高齢者等の移動手段の確保・充実	8
6	安心・安全な歩行空間の確保	8
7	効果的な交通規制の推進	8
8	自転車利用環境の総合的整備	9
9	高度道路交通システムの活用	9
10	交通需要マネジメントの推進	10
11	災害に備えた道路交通環境の整備	11
12	総合的な駐車対策の推進	11
13	道路交通情報の充実	12
14	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	14
15	研究開発及び調査研究の充実	15
第2節	踏切道の交通環境の整備	15
第3節	交通安全思想の普及徹底	16
1	段階的かつ体系的・効果的な交通安全教育の推進	16
2	交通安全に関する普及啓発活動の推進	19
3	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	26
第4節	安全運転の確保	26
1	運転者教育等の充実	26
2	運転免許制度の改善	30
3	安全運転管理の推進	31
4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	32
5	交通労働災害の防止等	33
6	道路交通に関連する情報の充実	34
第5節	車両の安全性の確保	34
1	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	34
2	自動運転車の安全対策・活用の推進	35
3	自動車の検査及び点検整備の充実	35
4	自転車の安全性の確保	36
5	交通関係用品の安全性の確保及び向上	36

第6節	道路交通秩序の維持	37
1	交通指導取締りの強化等	37
2	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	38
3	暴走族等対策の推進	38
第7節	救助・救急活動の充実	39
1	救助・救急体制の整備	39
2	救急医療体制の整備	41
3	救急関係機関の協力関係の確保等	41
第8節	被害者支援の充実と推進	42
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	42
2	損害賠償の請求についての援助等	42
3	交通事故被害者支援の充実強化	43
第3章	鉄道交通の安全	44
第1節	鉄道交通環境の整備と安全な運行の確保等	44
<b>資 料</b>		
1	交通事故統計	48
2	令和4年度交通安全実施計画の実施状況	57

## 第1章 令和5年度兵庫県交通安全実施計画について

### 1 計画の位置づけ

兵庫県では、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条に基づき、県内における県及び国の機関等が実施する陸上交通に関する交通安全対策の総合的な大綱として、「兵庫県交通安全計画」を定めている。

令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする、「第11次兵庫県交通安全計画」では、人命尊重の理念の下に、安全で安心な兵庫の実現に向けて、交通事故のない社会を目指す。

「令和5年度兵庫県交通安全実施計画」は、「第11次兵庫県交通安全計画」に基づき、兵庫県内の陸上交通の安全に関し、令和5年度に兵庫県及び関係行政機関等が取り組む具体的な施策について定める。

### 2 「第11次兵庫県交通安全計画」の目標

#### 【道路交通】

- ① 令和7年までに交通事故死者数を80人以下にする。
- ② 令和7年までに交通事故重傷者数を1,000人以下にする。
- ③ 踏切事故件数ゼロを目指す。

#### 【鉄道交通】

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 鉄道運転事故の減少を目指す。

### 3 令和4年の交通事故状況

#### （1）交通事故等の状況

令和4年の県内の交通事故による死者数は120人で前年から6人の増加、重傷者数は1,004人で前年から171人の減少となった。

また、交通事故件数（物損事故を含まない。以下同じ。）は16,372件、傷者数は19,425人で、いずれも前年より減少している。

踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故）は、令和4年の発生件数は4件、死傷者数は2人でいずれも前年から減少している。

#### （2）鉄道事故の状況

令和4年の鉄道運転事故は19件、死者数は11人、負傷者数は10人でいずれも前年から増加している。

なお、乗客の死亡事故は平成18年から発生していない。

## 4 令和5年度計画において重視する視点

### (1) 道路交通

#### ア 高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保

令和4年の交通事故死者120人のうち、65歳以上の高齢者が66人と前年比で6人減少し、全体の55.0%を占めている。

高齢者の死者66人を状態別で見ると、歩行中が34人（前年比－2人）と最も多く、次いで自転車乗車中が16人（前年比＋8人）、自動車乗車中が15人（前年比－7人）となっている。

このため、高齢者については、主として歩行及び自転車・自動車を交通手段として利用する場合の対策を推進する。また、運転支援機能の過信・誤解による事故が発生しており、運転支援機能を始めとする技術とその限界、技術の進展の状況について、交通安全教育等を通じて幅広く情報提供していく。

子供については、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路や通学路等の子供が移動する経路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備を積極的に推進する。また、高校生になると自転車乗用中の事故が急増しており、高校生等の自転車事故防止のための交通安全教育を推進する。

多様な人々が利用しやすい環境設計の考え方にに基づき、バリアフリー化された道路交通環境を形成する。

#### イ 歩行者の安全確保

本県の信号のない横断歩道での一時停止率は64.7%と全国平均の39.8%に比べ高く（令和4年JAF調査）、前年の調査よりも上がったものの、運転者の約3割が一時停止していない状況である。引き続き、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。

一方、歩行者に対しては、信号無視等の交通ルールに違反する行動が事故につながることから、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことといった交通ルールの周知を図るとともに、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進する。

#### ウ 自転車の安全確保

自転車事故件数自体は減少傾向にあるものの、令和4年の自転車乗用中死者数は22人（前年比＋10人）と増加に転じた。

自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。さらに、道

路交通法改正による全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化を踏まえた全ての年齢層へのヘルメット着用の啓発、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。

また、自転車の安全利用を促進するためには、車線や歩道の幅員の見直し等により、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された、安全で快適な自転車通行空間の確保を積極的に進める必要がある。都市部の駅前や繁華街の歩道上など交通安全の支障となる放置自転車対策として、自転車駐車場の整備等を進める。

あわせて、コロナ禍以降、通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策や駆動補助機付自転車や電動車椅子等多様なモビリティの普及に伴う事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。

**【道路交通法改正：全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化】**

従来、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項とされていた「乗車用ヘルメットの着用努力義務」が、法改正の施行後は、自転車を利用する全ての人の遵守事項となる（施行日：令和5年4月1日）。

<改正前>

（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

第63条の11 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

<改正後>

（自転車の運転者等の遵守事項）

第63条の11 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

## （2）鉄道交通

令和4年の運転事故は、人身障害事故が15件、踏切障害事故が4件であった。人身障害事故のうち、ホームでの接触事故（ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触した事故）が4件で、酔客が関係している事故はなかった。

ホームでの接触事故と踏切障害事故を合わせると運転事故の42.1%を占めていることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。

このため、県民が安心して利用できる、一層安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく。

## 第2章 道路交通の安全

### 第1節 道路交通環境の整備

#### 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(近畿地方整備局、県土木部、県まちづくり部、県警察本部、県県民生活部)

##### (1) 道路管理者施策

- ア 歩道整備、交差点改良（通過車両の抑制対策）
- イ 路肩のカラー舗装、防護柵等の設置
- ウ 歩道の段差・傾斜・勾配の改善

##### (2) 公安委員会施策

- ア ゾーン30の推進
- イ 通行禁止、一方通行等の交通規制
- ウ 信号灯器のLED化
- エ 通行禁止違反、横断歩行者等妨害、可搬式速度違反自動取締装置を用いた速度超過等の取締り
- オ 違法駐車取締り
- カ 通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路における合同点検の実施及び対策の推進
- キ 押ボタン式信号機の整備
- ク 横断歩道の整備と適正管理
- ケ 道路標識・道路標示の高輝度化
- コ 音響式信号機、高度化PICSの整備

#### 2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

(県土木部、県警察本部)

高速道路等の整備やスマートインターチェンジの整備による高速道路の利便性の向上



### 3 幹線道路における交通安全対策の推進

(近畿地方整備局、近畿運輸局、県土木部、県警察本部、  
西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

#### (1) 道路の改築整備

事業者	事業内容		
近畿地方整備局	ア 道路の新設・改築 名神湾岸連絡線 神戸西バイパス 名塩道路 洲本バイパス 神出バイパス 大阪湾岸道路西伸部 西脇北バイパス 加古川バイパスリニューアル 相生有年道路 姫路北バイパス 姫路バイパス	波賀町防災 兵庫2号環境対策(県) 兵庫9号環境対策(県) 兵庫43号環境対策(県) 兵庫43号環境対策(市) 豊岡道路 笠波峠除雪拡幅	
	イ 沿道環境改善事業 国道43号環境整備		
	県土木部	ア 地域高規格道路の整備 山陰近畿自動車道 浜坂道路Ⅱ期(新温泉町) 竹野道路(豊岡市) 東播磨道(加古川市、三木市、小野市)	
		イ バイパス等の整備 一般国道179号太子道路(太子町) 一般県道広畑青山線(姫路市) 主要地方道尼崎宝塚線(宝塚市)	

#### (2) 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進

事故の危険性が高い特定の区間を事故危険区域として指定し、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置等、事故要因に即した効果的な対策の推進

#### (3) 幹線道路における交通規制

道路環境と車両等の道路交通実態を勘案した速度規制と追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の見直し

#### (4) 高速道路における事故防止対策の推進

##### ア 高速道路における逆走及び歩行者等の立入行為への対策

(ア) 誤進入防止のための標識や錯視効果のある路面標示等の整備

(イ) 逆走や歩行者等の立入りの危険性に関する広報啓発活動及び交通安全教育の推進

(ウ) 一定の症状を呈する病気等にかかっている疑いがある場合の運転者の保護や臨時適性検査の実施の検討

##### イ 車両故障等で運転が困難となった場合の避難及び安全措置に関する広報啓発活動の推進

ウ 渋滞最後尾における追突事故を防止するため、行楽期や交通事故発生時等におけるタイムリーな臨時交通規制や後尾警戒車等の効果的な対策の実施

エ 事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等の重点的な実施

オ 道路構造上往復に分離されていない非分離区間について、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、ワイヤロープの設置を推進する等安全対策の強化

カ 本線拡幅やインターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等の推進

キ 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（VICS）及びETC2.0等の整備、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等

#### (5) 道路改築等による交通事故対策の推進

ア 交差点のコンパクト化、立体交差化、環状交差点の導入

イ 渋滞交差点解消プログラムに基づくバイパス整備や右折車線設置等

ウ 商業系地区、中心市街地、鉄道駅周辺、観光地等における、幅の広い歩道、自転車専用通行帯等の整備

#### (6) 交通安全施設等の高度化

ア 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化や多現示化等の信号制御の改良及び視認性の向上に資するための信号灯器のLED化

イ 道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等

ウ 交通事故発生地点を容易に把握するキロポスト（地点標）の整備

#### 4 交通安全施設等の整備事業の推進

(近畿地方整備局、県土木部、県警察本部)

事業者	種 別	事 業 量
近畿地方 整備局	歩道	11.3 km
	自転車道	8.2 km
	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	一式
県土木部	歩道等	3.8 km
	自転車道等	8.0 km
	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置	一式

事業者	事業の名称等		単位	事業量
県 警 察 本 部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	10
		プログラム多段系統化	基	3
		全感应化、半感应化	基	2
		プログラム多段化	基	160
		押ボタン化	基	20
		電源付加装置	基	0
		高度化PICS	基	0
		灯器改良LED化		一式
	道路標識	大型標識	本	6
		路側標識	本	5,000
	道路標示	横断歩道	km	73.0
		実線	km	65.0
		図示	個	7,600
		自発光式停止線鈺	個	5
		自発光式交差点鈺	個	5

## 5 高齢者等の移動手段の確保・充実

(近畿運輸局、県土木部)

### (1) 高齢者等の末端交通の確保

- ア ICTを活用した利用者の予約に応じて運行経路やスケジュールを作成するシステムを活用したデマンド型乗合交通の導入
- イ 交通空白地・交通不便地における駅やバス停までの末端交通手段として乗合タクシー、タクシー（事前確定運賃、一括定額運賃）の活用の推進
- ウ 自家用有償旅客運送制度等を活用して、地域住民等が主体となって地域の移動手段の確保を行う場合、立ち上げ費用や運行経費の支援

### (2) 新型輸送サービス活用による移動手段確保

道路幅の狭い地域や傾斜地等における末端移動手段として、小型、電動、時速20km未満で4人以上が乗車可能なグリーンスローモビリティの導入に向けた実証運行

### (3) 自動運転サービスの推進

自動運転技術を活用した新たなモビリティサービスの実用化と地域交通の利便性向上のため、自動運転の公道実証運行の推進

## 6 安心・安全な歩行空間の確保

(近畿地方整備局、近畿運輸局、県土木部、県まちづくり部)

- (1) 駅、公共施設の周辺におけるマウントアップ型歩道のセミフラット化等、歩道の段差・傾斜・勾配の改善
- (2) 電線共同溝、裏配線、軒下配線等による無電柱化の推進
- (3) 誘導ブロックの整備等の推進

## 7 効果的な交通規制の推進

(県警察本部)

### (1) 速度規制

- ア 一般道路  
実勢速度、交通事故発生状況等を勘案した規制速度の見直し、規制理由の周知
- イ 生活道路  
通過交通及び速度抑制のためのゾーン30等の推進

### (2) 駐車規制

道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制

(3) 信号制御

交通状況等に応じた適切な設定による信号制御

(4) 訪日外国人対策

規制標識「一時停止」等の新設又は更新に際して、英字を併記したものの整備の推進

## 8 自転車利用環境の総合的整備

(近畿地方整備局、県民生活部、県土木部、県警察本部)

(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備

ア 自転車道や自転車専用通行帯(自転車レーン)、矢羽根型路面表示と自転車のピクトグラムの設置等の自転車走行空間の整備

イ 自転車専用通行帯をふさぐなど悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐停車車両の取締り

ウ 幅員3メートル未満の歩道における普通自転車歩道通行可の交通規制の見直し

エ 普通自転車の歩道通行部分の指定がある場合等を除き、普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道をつなぐ自転車横断帯の見直し

オ 自転車の交通ルール・マナー、損害賠償責任保険等への加入などの啓発活動

カ シェアサイクル等の利用促進

## 9 高度道路交通システムの活用

(近畿地方整備局、近畿総合通信局、県土木部、県警察本部、

西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

(1) 道路交通情報通信システムの整備

ア リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム(VICS)の整備と、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及

イ 光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備と、リアルタイムの自動車走行履歴(プローブ)情報等の広範な道路交通情報の集約・配信

(2) 道路交通の安全に資するレーダーシステムの普及促進・高度化推進

自動車で利用される79GHz帯高分解能レーダーの普及促進と高度化の推進

(3) 新交通管理システムの推進

光ビーコンの機能を活用した新交通管理システム(UTMS)の整備による安全・快適にして環境にやさしい交通社会の実現

(4) ETC2.0の展開

- ア 事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報提供
- イ 収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らすための取組の推進

10 交通需要マネジメントの推進

(近畿地方整備局、近畿運輸局、県土木部、県警察本部、  
西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

- (1) バス専用・優先レーンの見直し、公共車両優先システム（PTPS）の整備、パークアンドバスライドの整備、路線バスのノンステップ車両やコミュニティバスの導入等による公共交通機関の利用促進
- (2) 路線バスやコミュニティバスなどの生活交通バスの支援による、生活交通の確保・維持・改善
- (3) 交通空白地の縮小や生活交通の利便性向上を図るため、ICTを活用したデマンド型乗合交通や自家用有償旅客運送の実証実験等の取組の推進
- (4) 運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等による、公共交通利用者の利便性の向上
- (5) パークアンドライド駐車場、駅前広場の整備等、官民連携を強化しながら道路事業による戦略的な集約型交通ターミナルの整備
- (6) 共同配送システムの構築による貨物自動車の積載効率の向上、置き配、宅配ボックスの活用による再配達削減等

## 1 1 災害に備えた道路交通環境の整備

(近畿地方整備局、県土木部、県警察本部、西日本高速道路(株)、  
阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

- (1) 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するための橋梁の耐震対策、無電柱化の推進
- (2) 豪雨時等の道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備
- (3) 信号機電源機能付加装置や老朽化した信号機、道路標識、道路標示等の計画的な更新

## 1 2 総合的な駐車対策の推進

(近畿地方整備局、県県民生活部、県土木部、県まちづくり部、県警察本部  
西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

- (1) きめ細かな駐車規制の推進
  - ア 地域住民等の意見要望等を十分に踏まえた、駐車規制の点検・見直し
  - イ 物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮した、地域の交通実態等に  
応じた規制の点検・見直し
- (2) 違法駐車対策の推進
  - ア 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた取締り
  - イ 地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即した駐車監視員活動ガイドラ  
インの随時見直し
  - ウ 悪質な運転者に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の  
追及等
- (3) 駐車場等の整備
  - ア 駐車場整備地区の指定による駐車場整備計画の策定の促進
  - イ まちづくり計画等を踏まえた駐車場の配置適正化の促進
  - ウ 高速道路の休憩施設における駐車マスの拡充
- (4) 違法駐車を排除するとする気運の醸成・高揚  
各地域に応じた県民の参画と協働による違法・迷惑駐車  
の排除

### 1 3 道路交通情報の充実

(近畿地方整備局、近畿総合通信局、近畿運輸局、神戸地方気象台、  
県土木部、県警察本部、西日本高速道路(株)、  
阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

#### (1) 道路情報の充実

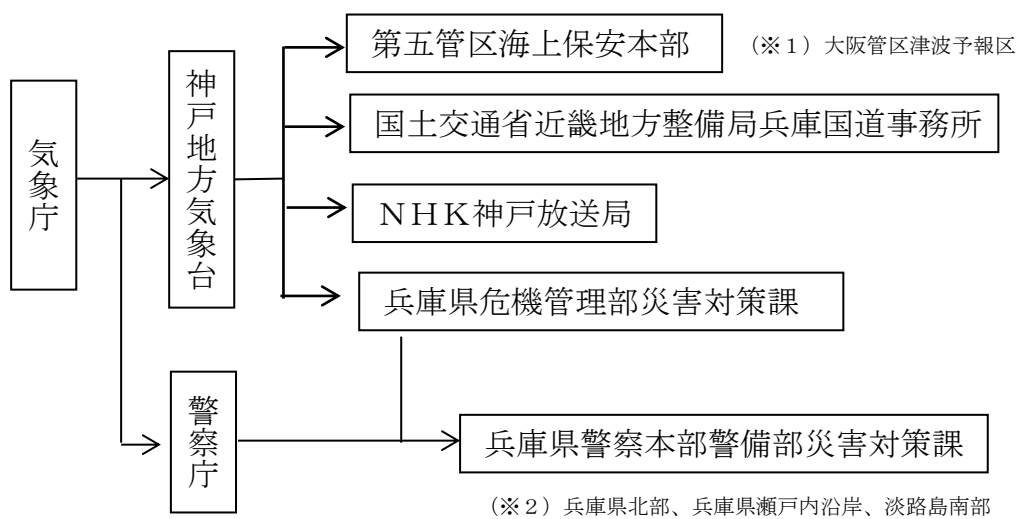
- ア 道路パトロール、交通流監視テレビ・車両感知器等の整備充実による道路交通状況の把握
- イ 道路情報モニター、道路管理隊員等の教育・指導の徹底、交通（障害）情報の収集強化等
- ウ 道路情報板、交通情報板及び路側通信システム等を活用した広範・迅速かつ的確な道路情報の提供
- エ I T S を活用した道路交通情報の高度化  
運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C S や I T S スポットの整備・拡充
- オ 道路交通情報を提供する中波カーラジオを活用した「路側通信システム」の適切な運用
- カ 各種イベントにおける臨時の放送局の開設を促進
- キ コミュニティ放送局の普及推進  
地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報など、円滑な交通の確保に寄与する「コミュニティ放送局」の普及推進（県内 11 局）
- ク 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近におけるルート番号等を用いた案内標識の設置、案内標識の多言語表記、分かりやすい交差点名称改善等による国際化への対応
- ケ 視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備

#### (2) 気象情報等の充実

- ア 気象情報等の充実  
防災関係機関との情報共有や情報通信技術（I C T）を活用した観測・監視体制の強化
- (ア) 気象による道路交通障害が予想される時
  - a 適時・適切な気象特別警報・警報・予報等の発表
  - b 防災情報提供システム等を用いた関係機関への迅速・確実な情報伝達
  - c 報道機関等の協力による道路利用者への周知
  - d 雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等を、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知



- e 特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省は気象庁と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかけ
- (イ) 地震・津波による道路交通障害が予想される時
  - a 適時・適切な津波警報等、地震情報等の発表による関係機関への迅速・確実な情報伝達
  - b 報道機関等の協力による道路利用者への周知
  - c 緊急地震速報(予報及び警報)の発表・伝達による道路利用者への周知
- (ウ) 気象情報等の利用方法に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布、防災機関の担当者を対象とした予報警報等の情報の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップの開催
- (エ) 竜巻注意情報の適時・適切な発表と、局地的な激しい気象現象に伴う突風や雷に係る竜巻発生確度ナウキャストや雷ナウキャストの提供
- (オ) 緊急地震速報(予報及び警報)について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報並びに有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上の検討
- (カ) 津波警報等の確実な運用と広帯域強震計や沖合津波計を活用した地震の規模や津波の状況の正確な把握及び迅速・的確な津波警報等の更新や、沖合の津波情報の発表
- (キ) 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、または調査を継続している場合、観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に「南海トラフ地震臨時情報」を発表
- (ク) 警報等の伝達経路は次のとおり



※1 大阪管区津波予報区は、次の各区である。  
 京都府、大阪府、兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、鳥取県、島根県出雲・石見、  
 隠岐、岡山県、広島県、香川県、愛媛県宇和海沿岸、愛媛県瀬戸内海沿岸、高知県、徳島県

※2 受信した情報等はフェニックス防災システムを使用して市町及び消防本部に通知することとする。  
 また、副通信系として兵庫県衛星通信ネットワークを使用することとする。

イ 災害発生時における情報提供の充実

地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路に関する情報提供装置・通信施設、道路情報総合監視システム等の整備と、インターネット等情報通信技術（ICT）を活用した道路交通に関する災害情報等の提供

#### 1.4 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

（近畿地方整備局、県土木部、県教育委員会、県警察本部、  
西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)）

(1) 道路の使用及び占用の適正化等

ア 工作物の設置、工事等のための道路使用及び占用許可の適正な運用と、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を指導

イ 道路交通に支障を与える不法占用物件等について

(ア) 実態把握の徹底と、交通指導取締りによる排除、特に市街地における重点的な是正

(イ) 沿道住民等に対する「道路ふれあい月間」等を中心とした道路の愛護思想の普及啓発

ウ 道路の掘り返しを伴う占用工事の施工時期や施工方法の調整と、共同溝等の整備による掘り返しの防止対策

(2) 子供の遊び場の確保

放課後・休日の運動場や体育施設の開放などの学校における安全な環境づくり

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

ア 道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合の迅速・的確な通行の禁止又は制限

イ 車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に違反する車両の交通指導取締り

(4) 地域に応じた安全の確保

ア 冬期の積雪や路面凍結時の適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等やチェーン着脱場等の整備

イ 気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供する装置等の整備

ウ 大雪が予想される場合の予防的(計画的)通行止め実施情報、立ち往生車両の有無、広域迂回や出控えの呼びかけなど、道路情報板への表示やSNS等による情報提供とともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通し等の情報の提供

## 1 5 研究開発及び調査研究の充実

(県警察本部)

- (1) 交通事故統計に基づく事故分析を主体とし、交通工学、医学、交通心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等と連携・協力した科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究
- (2) 研究開発成果の交通安全施設への反映と県民への積極的な情報提供による交通安全意識の高揚

## 第2節 踏切道の交通環境の整備

(近畿運輸局、県土木部、県警察本部、西日本旅客鉄道(株))

- (1) 踏切道における構造改良の推進

事業者	項目	事業量
鉄道事業者	構造改良	7箇所

- (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

ア 着実な踏切遮断機の整備

踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案した整備

イ 踏切遮断時間の調整

列車運行本数が多く警報時間に差が生じている踏切を対象とした警報時間制御装置の整備等

ウ 自動車交通量の多い踏切道

道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案した障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等の整備

エ 高齢者等の歩行者対策

全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化

オ 交通規制等

(ア) 道路交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案した大型自動車等通行止め、一方通行等の交通規制の実施

(イ) 道路標識等の高輝度化等による視認性の向上

項目		事業量
踏切保安設備		53箇所
踏切道の格上げ	4種→1種	0箇所

- (3) 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施や近接踏切道の利用状況、う回路の状況等、地域住民の通行上の支障等を勘案して統廃合

(4) その他の踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

- ア 緊急対策が必要な踏切道に関する「踏切安全通行カルテ」の作成・公表による透明性を確保した対策
- イ 踏切通行時の違反行為に対する積極的な交通指導取締り
- ウ 関係機関と連携した「踏切事故防止キャンペーン」、PR用ポスター・ラジオのスポット放送等による踏切道通行者に対する広報啓発及び安全指導等
- エ 平常時対策に加え、災害時においても安全な避難及び緊急輸送等を行うため、災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が協議を行い、優先的に開放に向けて取り組む必要がある踏切道を指定。指定された踏切道について、道路管理者と鉄道事業者が調整を行い、災害時の長時間遮断が生じないように、開放に向けての連絡体制、対処方法等を定めて要領を作成し、訓練等を定期的実施する取組の推進

### 第3節 交通安全思想の普及徹底

#### 1 段階的かつ体系的・効果的な交通安全教育の推進

(県民生活部、県福祉部、県教育委員会、県警察本部)

(1) 幼児に対する交通安全教育

- ア 交通ルールや交通マナーの習得、道路等を安全に通行するための基本的な知識及び技能の習得を目標とした交通安全教育
- イ 幼稚園、保育所及び認定こども園と保護者等との連携・協力による紙芝居等の視聴覚教材を活用した交通安全教室等

(2) 小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育

- ア 全ての学年を通じた交通安全教育
  - (ア) 各教科・学級活動・学校行事等を中心に学校教育活動全体を通じて、地域や学校の実態と児童生徒の発達段階に応じた安全教育
  - (イ) 学校安全教室講習会、各学校における交通安全教室の開催
  - (ウ) 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく自転車の安全な利用の徹底
  - (エ) 「ひょうご児童等交通安全ネットワーク」による、小、中、高の学校を通じた児童、生徒、保護者等へのタイムリーな交通安全情報の提供
  - (オ) 歩行者、自転車乗用中の死傷者が多い年齢区分等の実態について、その保護者等を通じた理解の浸透
- イ 小学生に対する重点内容
  - 安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性
- ウ 中学生に対する重点内容
  - 安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回

避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等

エ 高校生に対する重点内容

- (ア) 高校生自転車交通事故防止アクションプログラム、スタントマンによる体感型教育(スケアード・ストレイト)を活用した自転車交通安全教育
- (イ) 二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、応急手当等
- (ウ) 普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育

(3) 成人に対する交通安全教育

ア 各種交通安全講習会等の実施

- (ア) 「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発と、それぞれの道路交通への参加態様に応じた交通安全教育
- (イ) 関係機関・団体等が行う各種交通安全活動に対する積極的な指導協力
- (ウ) 企業等に対する普及啓発教材(DVD)の貸出し
- (エ) 交通安全情報の提供と事故多発時の協力要請をメール等を活用して行う「交通安全ネットワーク」の拡充

イ 運転者に対する交通安全教育

- (ア) 各種講習会等における、妨害運転(いわゆるあおり運転)、違法駐車、過大速度超過など、迷惑性・危険性の高い違反の防止などについての指導・教育
- (イ) 各種交通安全教室、交通安全県民運動等あらゆる機会をとらえた広報啓発・指導
  - a 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用方法等
  - b 乗車用ヘルメットの正しい着用方法等
  - c 携帯電話等の使用を禁止する規定の趣旨及び内容
  - d 飲酒運転等悪質・危険な運転に対する厳罰化、危険運転致死傷罪の適用等

(ウ) 二輪運転者への交通安全教育

「二輪車安全運転競技会」、「グッドライダーミーティング」等を通じた交通安全意識の高揚と安全運転知識の普及

ウ 自動車使用者に対する交通安全教育

- (ア) 安全運転管理者等が受講すべき法定講習等の受講指導
- (イ) 安全運転管理者部会等による企業の自主的な交通事故防止活動の促進

エ 運転免許を取得しない人への交通安全教育

交通安全運動等のキャンペーンや動画、SNS等の各種の媒体を活用した交通安全啓発

オ 大学生・専修学校生等への教育

自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等が連携した交通安全指導

#### (4) 高齢者に対する交通安全教育

##### ア 教育内容

- (ア) 加齢に伴う身体機能の低下が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響
- (イ) 運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動
- (ウ) 交通の状況に応じて安全に道路及び踏切道を通行するための知識・技能
- (エ) 横断歩道外横断や走行車両直前直後横断等、横断違反の指導
- (オ) 安全運転サポート車の普及啓発と、その限界や使用上の注意点の正しい理解
- (カ) 安全運転サポート車限定免許制度（以下、「サポートカー限定免許制度」という。）の周知と促進

##### イ 教育方法

- (ア) 交通安全シルバー元気アップ事業
  - a 出前式の参加・体験・実践型の交通安全教室「元気とマナーアップ出前講座」の開催
  - b 「高齢者交通安全対策重点推進地域」における「交通安全かわら版」（回覧形式）の配布等
- (イ) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
  - 「歩行者教育シミュレーター」等を活用するなど高齢者の行動特性、交通事故実態等を踏まえた具体的な参加・体験・実践型の交通安全教育
- (ウ) サポートカー限定免許制度の周知と安全運転を支援する安全運転サポート車の普及啓発
  - 関係機関・団体等との緊密な連携によるサポートカー限定免許制度の周知と先進安全技術が搭載された安全運転サポート車等の普及に向けた試乗体験会の開催等
- (エ) 多様な機会の活用
  - a 老人クラブ及び社会福祉協議会活動の一環としての交通安全指導者の養成や交通安全に関する研修等
  - b 兵庫県老人クラブ連合会、各市町老人クラブ連合会が発行する機関紙への交通安全に関する記事の掲載
  - c 高齢者大学、高齢者教室等における交通安全に関する講座

##### 【兵庫県高齢者大学における交通安全教室の開催】

令和4年度、地域づくり活動の人材育成の場でもある兵庫県高齢者大学6箇所において、地元自動車販売店舗、JAF（日本自動車連盟）兵庫支部などの協力を得て、衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車の乗車体験、クルマの死角体験等を含む交通安全教室を開催した。受講者からは「試乗体験により危険を実感した」「死角が思った以上に広いことを知った」といった声が寄せられた。



安全運転サポート車乗車体験

- (5) 障害者に対する交通安全教育  
介護者等への講習会や特別支援学校等での指導を通じた交通安全教育
- (6) 外国人に対する交通安全教育  
母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるための効果的な交通安全教室の実施や多言語によるガイドブック、ウェブサイト等の活用による啓発
- (7) 効果的な交通安全教育の推進
  - ア 体験・体感型手法の活用  
ドライブレコーダーや各種シミュレーター、VR等の機器の活用、スタントマンによる体感型教育（スケアード・ストレイト）の実施など、柔軟に多様な方法の活用
  - イ 各種媒体の積極的な活用  
動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や効果的な広報啓発活動の推進

## 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(県民生活部、県警察本部、西日本高速道路(株)、  
阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

- (1) 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等
  - ア 令和5年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動（別掲）及び推進（協働）  
機関・団体との緊密な連携による効果的な運動
  - イ 重点  
「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保」、「安全運転意識の向上」、「自転車の交通安全」、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、「全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底」
- (2) 重点推進地域の指定
  - ア 交通安全対策重点推進地域  
神戸市長田区、神戸市北区、明石市、加古川市、播磨町、小野市、洲本市、南あわじ市
  - イ 高齢者交通安全対策重点推進地域  
尼崎市、明石市、たつの市
  - ウ 自転車交通安全対策重点推進地域  
神戸市長田区、伊丹市、川西市、高砂市、姫路市
- (3) 交通死亡事故多発時対策
  - ア 交通死亡事故多発警報の発令

- 発令基準：県内において、7日間の交通事故死者累計が9人以上となり、それが2日連続した場合、かつ、緊急に対策を講ずる必要があると認めたとき
- 発令時期：原則として、発令日から10日間
- 推進事項：関係機関・団体への周知、ラジオスポット放送等の活用、緊急対策会議の開催、街頭啓発活動の強化等
- イ 交通死亡事故多発注意報の発令
- 発令基準：県民局等管内において、7日間の交通事故死者累計が、県民局等の定める人数に達するなど早急に対策を講じる必要がある場合
- 発令時期：原則として、発令日から10日間
- 推進事項：あらゆる広報媒体を活用した注意報の周知及び事故防止の呼びかけ活動等

#### (4) 横断歩行者の安全確保

##### ア 交通ルールの周知

歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図り、正しく安全な道路の横断についての指導等の実施

##### イ 横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動の推進

###### (ア) 横断歩道合図(アイズ)運動等

- a 横断歩行者は「手を挙げる」等による合図(意思表示)を、運転者は横断を促す合図(意思表示)と確実に一時停止をし、歩行者、運転者双方が視線を合わせるアイコンタクトを推奨する「横断歩道合図(アイズ)運動」の推進
- b 運転者は信号機のない横断歩道の手前で設置されているダイヤモンドマークを認めれば、あらかじめ速度を落とす「横断歩道手前減速運動」をプラスした「横断歩道合図(アイズ)運動プラス」の実践

###### 【横断歩道 歩行者優先宣言】

業務用車両を有する事業者に「横断歩道 歩行者優先宣言」への賛同を呼びかけ、横断歩道での歩行者優先への自主的な取組を推進し、社会全体で横断歩道での歩行者を優先する意識の向上を促していく。(令和3年12月1日から開始)



###### (イ) 渡れない横断歩道の情報提供メールBOXの設置

県警ホームページに、情報提供を行うことができる専用フォームを開設し、「渡れない横断歩道」として提供された情報を受け付け、各種交通安全対策に活用



(5) 自転車の安全適正利用の推進

自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、県民、事業者、交通安全団体及び行政が一体となった「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及徹底

ア 自転車の交通安全教育

(ア) 子供から高齢者までライフステージに応じた、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室等の開催

(イ) 保護者、学校、事業者がそれぞれの立場で自転車の交通安全教育を行うための啓発資料や教材の作成・配布

(ウ) 自転車運転者講習制度の適切な運用（危険な違反行為を反復する自転車運転者に対する教育）

(エ) ウェブサイトやSNS等の活用による広報啓発活動の推進

イ 自転車の損害賠償責任保険等への加入徹底

(ア) 自転車交通安全教室やキャンペーン等を通じた普及啓発

(イ) 自転車小売業者等の協力を得た普及啓発

ウ 自転車の安全適正利用

(ア) 法令で定める灯火の点灯と、自転車の側面等への反射材用品の取付け

(イ) 幼児・児童はもちろん、全年齢の自転車用ヘルメット着用の徹底

(ウ) 安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及促進及びヘルメット・シートベルト着用の広報啓発活動

(エ) 自転車は歩行者を優先すべき車両であることを教育するなど、歩行者への保護意識の醸成

(オ) 通勤や配達業務で自転車を利用する者の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、街頭における指導啓発等

【「自転車安全利用五則」の15年ぶりの改定】

国の中央交通安全対策会議交通対策本部において、全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法改正を機会に、令和4年11月1日、新たな「自転車安全利用五則」を決定した。

(旧) 自転車安全利用五則  
(H19.7.10)

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

(新) 自転車安全利用五則  
(R4.11.1)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



(6) 後部座席も含めた全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

ア 市町、関係機関・団体等と連携した広報啓発

イ シートベルトコンビンサー（着用体験装置車）やビデオ等を活用した参加・体験・実践型の講習会の開催

(7) チャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 産婦人科、幼稚園、保育所及び認定こども園における講習会の開催や母子健康手帳への掲載など、正しい着用の定着化に向けた取組の強化
- イ 体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子供にチャイルドシートを使用させること等についての広報啓発

(8) 反射材用品等の普及促進

- ア 参加・体験・実践型の交通安全教育等による反射材用品の視認効果の周知
- イ イベント・キャンペーン等での配布
- ウ 後部反射器材に加え、側面への装着促進

(9) 飲酒運転の根絶

- ア 交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携したハンドルキーパー運動の普及啓発
- イ 事業者の自主的な「飲酒運転追放宣言」の取組やキッズ交通保安官・ファミリー隊の任命など、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立
- ウ 道路交通法施行規則の一部改正（令和3年11月10日公布）により、安全運転管理者業務が拡充され、運転前後の酒気帯び確認が義務化されたことから、改正された安全運転管理者制度の周知徹底

(10) 高速道路の交通事故削減

- ア 高速道路交通警察隊等関係機関と協力した交通安全啓発活動（各交通安全運動期間中に休憩施設及び料金所で実施）
- イ 高速道路の情報板、ハイウェイラジオ、横断幕、懸垂幕及び休憩施設の掲示板等を活用した交通安全啓発広報

(11) その他の普及啓発活動

- ア 多様な啓発活動
  - (ア) 高齢者の交通事故防止に関する意識を高めるため、高齢者の事故実態の広報及び高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及
  - (イ) 運転中のスマートフォンの操作等や歩きスマホの危険性について周知
  - (ウ) 衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、誤解や過信することなく安全に使用するための知識の普及
  - (エ) 車両の早めのライト点灯等の「夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動」の推進やハイビーム活用促進路線の指定
- イ 県内県民運動地域推進協議会の活動  
各県民局等管内に設置の「県民運動地域推進協議会」の活動推進

ウ 交通安全功労者の表彰

交通安全活動に顕著な功績のあった個人・団体に対する感謝状等の贈呈

エ 電動キックボードへの対応

令和5年7月1日の改正道路交通法施行により、電動キックボードのうち、車両の規格など要件を満たすものは、新たな車両区分である特定小型原動機付自転車として定義されることから、交通ルールの周知を始めとする安全な利用の啓発

## 令和5年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動

### 1 目的

この運動は、尊い人命を交通事故から守るため、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民一人一人に交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、県民の参画と協働のもとに、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」をつくることを目的とする。

### 2 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

### 3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

### 4 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全  
思いやる 気持ちで守る 高齢者

### 5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

### 6 運動重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底

### 7 運動種別

#### (1) 年間の運動

運 動 名	内 容
子供・高齢者 しっかり見つめて 交通安全運動	子供と高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で子供と高齢者を思いやる意識を醸成する。
自転車安全利用推進運動	「道路交通法」、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める交通ルールの周知と安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、自転車保険への加入を徹底する。
飲酒運転根絶運動	飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪であり、その危険性、反社会性を県民一人一人が認識することにより、「飲酒運転は絶対に許さない」兵庫を実現し、飲酒運転を根絶する。
シートベルト・チャイルドシート着用運動	後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。

運 動 名	内 容								
夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動	<p>車両の早めのライト点灯、原則ハイビームの活用、歩行者・自転車利用者の明るい衣服、反射材用品の活用を呼びかけ、夕暮れ時・夜間の交通事故を防止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季 節</th> <th>点灯推奨時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋季・冬季（9月～2月）</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>春季（3月～5月）</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>夏季（6月～8月）</td> <td>午後6時</td> </tr> </tbody> </table>	季 節	点灯推奨時間	秋季・冬季（9月～2月）	午後4時	春季（3月～5月）	午後5時	夏季（6月～8月）	午後6時
季 節	点灯推奨時間								
秋季・冬季（9月～2月）	午後4時								
春季（3月～5月）	午後5時								
夏季（6月～8月）	午後6時								
横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールへの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。								

(2) 四季の運動

運 動 名	期 日
春の全国交通安全運動	5月11日(木) ～ 5月20日(土)
夏の交通事故防止運動	7月15日(土) ～ 7月24日(月)
秋の全国交通安全運動	9月21日(木) ～ 9月30日(土)
年末の交通事故防止運動	12月1日(金) ～ 12月10日(日)

(3) 交通安全の日

運 動 名	期 日	内 容
交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。
自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、促進する。
横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。
高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。

### 3 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

(近畿運輸局、県県民生活部、県警察本部)

- (1) 交通安全を目的とする民間団体  
交通安全活動が主体的な活動として行われるよう指導と自主活動の活性化への働きかけの実施
- (2) その他の地域団体・民間団体等  
「交通安全だより」や「交通安全かわら版」の提供を通じて、自主活動の活性化及び「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等への参加・協力の働きかけの実施
- (3) 交通指導員等  
定期的な交通情勢等の情報提供及び研修会等の開催
- (4) 県民の参画と協働  
安全で安心なコミュニティの形成を図るため、交通安全総点検等県民が積極的に参加できるような仕組みの推進
- (5) 交通安全推進市町等に対する顕彰制度の実施  
交通死亡事故の発生を一定期間抑止した市町、交通事故死者数及び交通事故件数が一定割合減少した市町等に対する顕彰制度の実施

## 第4節 安全運転の確保

### 1 運転者教育等の充実

(県県民生活部、県警察本部)

- (1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
  - ア 指定自動車教習所等における教習
    - (ア) 各種研修等を通じた指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上
    - (イ) 定期検査、技能検定、教習への立会い検査等の結果に基づく指導による教習水準の維持・向上
    - (ウ) 指定自動車教習所以外の届出自動車教習所に対する指導・助言
    - (エ) 県民に対する自動車教習所における教習水準に関する情報提供の推進
  - イ 運転免許取得時講習
    - (ア) 実施場所  
指定自動車教習所 22 所
    - (イ) 運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習）に必要な体制の整備と委託先に対する必要な指導監督

(2) 運転者に対する再教育等の充実

ア 取消処分者講習

(ア) 実施場所

運転免許試験場及び指定自動車教習所 5 所の計 6 会場

(イ) 小グループ編成による受講者の特質に応じたきめ細かな講習

(ウ) 運転適性検査及び運転技能診断による心理面、運転実技面における自己の運転行動の危険性の認識

(エ) グループ討議、体験発表等による矯正教育（運転者としての自覚と責任を促して良き交通関与者として復帰させるための教育）

(オ) 飲酒取消講習（飲酒取消処分者に対する講習）における再犯防止教育

イ 停止処分者講習

(ア) 実施場所

運転免許試験場、阪神運転免許更新センター、但馬運転免許センター及び指定自動車教習所 1 所の計 4 会場

(イ) 運転適性検査の結果に基づく個別指導

(ウ) 実車講習又はシミュレーターによる運転技能診断を行った個別指導の充実

(エ) 飲酒学級（飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者に対する講習）の講習内容の充実など受講者の処分内容に応じたきめ細かな教育

(オ) 妨害運転等の悪質・危険運転者に対し、運転適性検査により、受講者の特性を判断した上で、個別的指導等の再教育を実施

ウ 違反者講習

(ア) 実施場所

運転免許試験場、阪神運転免許更新センター、但馬運転免許センター及び指定自動車教習所 1 所の 4 会場

(イ) 社会参加活動を含む講習

歩行者の保護誘導活動の効果的な推進と、受講者ニーズ、講習結果、社会情勢等を見極めた運転者の資質向上に資する活動内容の充実

(ウ) 社会参加活動を含まない講習

運転シミュレーター等による運転適性診断により、受講者個々の運転上の危険行動を自覚させ、安全運転に反映させる個別指導

エ 初心運転者講習

(ア) 実施場所

指定自動車教習所 26 所

(イ) 指定講習機関に対する必要な指導助言による運転習熟指導員の指導能力の向上と初心運転者教育の充実

(ウ) 安全運転意識の向上、運転技能の補正、危険予測訓練、路上講習等、受講対象に応じたきめ細かい教育

オ 若年運転者講習

(ア) 実施場所

運転免許試験場及び指定自動車教習所 8 所の計 9 会場

(イ) 講習内容

主として「自己制御能力」の養成に資すると考えられるものを抽出し、実車講習（技能録画）や運転適性検査の結果及び録画面像に基づく個別指導を組み合わせて実施

カ 更新時講習

(ア) より効果の上がる講習

講習体制の一層の整備充実と、視聴覚機材の活用、地域の交通実態に即した情報提供

(イ) 優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習

講習指導員の資質の向上と適正人員の確保、講習内容の充実及び講習施設・資機材の整備、充実

(ウ) 講習用教材

自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする教本及び兵庫県等の交通実態等を内容とする地方版資料の整備

キ 高齢者講習

(ア) 実施場所

自動車教習所 53 所

(イ) 運転適性検査器材による指導

動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づいて、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を実施

(ウ) 実車による指導

一定の課題に基づいて実施し、適切に履行できなかった課題について重点的に指導するとともに、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導、加齢に伴う身体機能の低下が不適切な運転行動に及ぼす影響についての理解を促進

ク 運転技能検査

(ア) 実施場所

運転免許試験場及び自動車教習所 53 所の計 54 箇所

(イ) 対象者

運転免許証の更新をしようとする 75 歳以上の高齢運転者のうち、過去 3 年間で一定の違反歴を有している者

(ウ) 実施内容

検査を委託している自動車教習所と連携を図り、ある一定の課題に基づき減点方式による運転実技を実施させ、適切に履行できなかった課題について重点的に個別指導するとともに、不適切な運転行為についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が影響を及ぼしている可能性について



## 理解を促進

- (3) 歩行者等に対する保護意識の醸成と横断歩道におけるルールへの遵守意識の向上  
運転者教育、安全運転管理者による指導、横断歩道合図(アイズ) 運動プラス、  
その他広報啓発等による歩行者や自転車に対する保護意識の醸成と、横断歩道手  
前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先する義務の周知
- (4) 二輪車運転者教育の推進
  - ア 指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実と技能検定制度の  
適切な運用
  - イ 二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対する積極的な支援
- (5) 高齢運転者対策の充実
  - ア 高齢者に対する教育の充実
    - (ア) 75歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用と、本人及び家族に  
対する心情に配慮した対応
    - (イ) 高齢者講習、認知機能検査等の各地域における対象者数の将来予測など、  
定期的な関係機関との情報共有
    - (ウ) 講習等の早期予約を呼びかけ、予約状況を把握して受講・受検までの期間  
が短い実施機関を教示
  - イ 臨時適性検査等の円滑な運用
    - (ア) 対象者に対する適切な説明と定期検査対象者の確実な受検管理
    - (イ) 的確な臨時適性検査等の実施と行政処分の実施
    - (ウ) 関係機関・団体等と連携した専門医の確保と医師が抱える不安の払拭
  - ウ 改正道路交通法の周知
    - 75歳以上の一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査制度及び  
安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の周知
  - エ 高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示の促進
    - 高齢運転者の安全意識を高めるための、高齢者マークの積極的な表示の促進
  - オ 高齢運転者支援施策の推進
    - 関係機関との連携による運転免許証の自主返納をしやすい環境の整備
    - (ア) 運転経歴証明書制度の周知
    - (イ) 高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知
    - (ウ) 高齢者に係る運転免許制度の改正内容の周知
    - (エ) 高齢者からの相談等に対する高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応
- (6) 自動車運転代行業の指導育成等
  - 立入検査及び違法行為(無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等)  
の厳正な取締り

(7) 行政処分 of 適正な運用

- ア 点数制度の厳正な運用と迅速確実な行政処分による悪質・危険運転者の排除
- イ 被処分者に対する停止処分者講習等の受講勧奨と適正な矯正教育の実施
- ウ 暫定停止制度の適切な運用
- エ 一定の症状を呈する病気等に該当する疑いのある者に対する臨時適性検査の実施
- オ いわゆる「あおり運転」等に伴う悪質・危険な運転者に対する危険性帯有による運転免許の行政処分の積極的な運用

2 運転免許制度の改善

(県警察本部)

(1) 県民の利便を考慮した施設及び業務の推進

- ア 運転免許試験場（明石）のコース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大
- イ 持参した写真による運転免許証の作成希望者への適切な対応

(2) 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等

- ア 学科試験の出題パターンの複数作成と定期的な更新及び試験監視体制の確保等の推進
- イ 技能試験官の資質向上
- ウ 指定自動車教習所に対する指導監督

(3) 外国人運転者への適切な対応

- ア 外国語による運転免許学科試験の拡充
- イ 外国免許切替申請に係る不正取得防止措置の強化
- ウ 関係団体と連携した偽造国際運転免許証利用の防止

(4) 障害者に対する配慮

- ア 漢字にふりがなをつけた学科試験問題の作成
- イ 技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保、配慮等
- ウ 安全運転相談業務の充実等による受入体制の整備

(5) 大規模災害に備えた対策の推進

- ア 運転免許関連システムのバックアップデータの分散保管の継続推進
- イ 災害による運転免許忘失被災者のための、再交付作業の早期再開等の計画の策定

### 3 安全運転管理の推進

(県警察本部)

#### (1) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習

- ア 視聴覚教育等をより多く取り入れるなど、創意工夫を凝らした方法
- イ 講習の中で交通安全教育指針の内容やこれに基づく具体的な教養実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に行う交通安全教育に必要な指導・助言の実施

講習種別	計画人員	講習内容
安全運転管理者等講習	15,428人	最近の道路交通の現状と交通事故の実態 法令の知識 安全運転のための知識 安全運転管理についての心構えと方法 交通事故と賠償

#### (2) 安全運転管理の適正化に向けた指導等

- ア 安全運転管理者等の組織化の促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、各種運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故・無違反運動の実施等に関する指導の強化
- イ 交通事故多発事業所、安全運転管理者等講習の未受講事業所、放置駐車行為・過積載運転等に係る処分を受けた事業所等安全運転管理上問題のある事業所に対する運転管理の体制及び方法の改善等の指導の強化
- ウ 安全運転管理者等未選任事業所に対する適任者（職務上の地位と管理能力を有する者）選任の指導
- エ 安全運転サポート車、映像記録型ドライブレコーダー、安全運転の確保に資する車載機器等の普及に向けた働きかけ

#### (3) 安全運転管理者業務の拡充

- ア 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）  
運転前後の運転者に対する目視等による酒気帯びの有無の確認と、確認結果の記録、保存の徹底
- イ アルコール検知器の使用（令和4年10月1日施行）  
アルコール検知器の常時有効な保持、アルコール検知器を用いた確認については、アルコール検知器の流通量不足の影響により、当分の間アルコール検知器使用義務化規定が適用されないこととなっているが、酒気帯びの有無の確認に有効なため、今後の義務化に備えた早期の準備とアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の実施を啓発

#### 4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

(兵庫労働局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、県警察本部)

##### (1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

###### ア 運輸安全マネジメント評価の実施

運輸安全マネジメント評価による事業者の安全管理体制の構築・改善状況の確認

###### イ 運行管理者教育の充実

講習種別	回数	計画人員	講習内容
運行管理者一般講習	33	1,900人	自動車運送事業の現況 事故防止のための方策 効果的な乗務員教育 運転者の健康管理 適性診断の効果的な活用方策 関係法令の遵守
運行管理者基礎講習	8	875人	基礎的事項全般
運行管理者特別講習	4	20人	行政処分対象

###### ウ 自動車事故対策機構の活用

事業用自動車運転者に対する適性診断

事業別	計画人員
バス	840人
ハイヤー・タクシー	350人
個人タクシー	110人
トラック	8,050人
その他	259人
計	9,609人

##### (2) 自動車運送事業者に対する指導監督の強化

###### ア 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

(ア) 優先的に監査を行うべき事業者を抽出し、効率的な監査を実施

(イ) 法令違反等を行う悪質な事業者に対しては、厳正に処分を実施

(ウ) バス事業者における交替運転手の配置、運転手の飲酒・過労等の運行実態の把握

###### イ その他

(ア) 点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底

(イ) 危険ドラッグを含む、安全な運転をすることができないおそれのある薬物の使用禁止に関する指導等

(ウ) 輸送の秩序確立と安全確保に向けての事業者団体による自主的な取組の強

化

(エ) 兵庫県過積載防止対策連絡会議の活動の活性化による運輸関係業者・荷主等に対する指導・啓発の徹底

(3) ICT・新技術を活用した安全対策

ア 衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置等の普及促進と、外部専門家等を活用した事故防止コンサルティング実施に対する支援等による社内安全教育の充実

イ 運行管理に利用可能なITC技術の開発・普及

(4) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策  
高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける高齢者等の車内事故の実態を踏まえた取組の実施

(5) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

ア 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進

利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称：Gマーク事業）の促進

イ 貸切バス事業者安全性評価認定制度の推進

貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図る「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の推進

## 5 交通労働災害の防止等

(兵庫労働局、神戸運輸監理部兵庫陸運部)

(1) 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底

(2) 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導

労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の徹底のため監督指導の実施

(3) 交通労働災害防止関係機関連絡協議会（兵庫労働局に設置）の運営

交通労働災害の発生状況や防止対策等に関する情報交換の実施

(4) 労働条件改善のための自主的取組に対する指導・援助

「労働時間管理適正化指導員」による労働条件及び安全衛生に関する使用者等への指導及び助言

(5) 関係行政機関との連携

ア 各種制度

(ア) 陸運関係機関との間における「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法に基づく通報制度」

(イ) 警察との間における「自動車運転者の過労運転事案に係る通報制度」

イ 定期的な関係機関連絡調整会議の開催による情報の交換、連携方法などの調整

ウ 「秋の交通労働災害防止運動（9月）」による事業者への交通労働災害防止活動の周知・啓発

(6) 労働災害防止団体に対する指導・援助

陸上貨物運送事業労働災害防止協会等が行う交通労働災害防止活動についての指導・援助

6 道路交通に関連する情報の充実

(近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸地方気象台、県土木部、県警察本部、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

(1) 気象情報等の充実

ア 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象についての的確な把握と、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速かつ確実な伝達及びこれらの情報の質的向上

イ 気象、地震、津波等に関する観測施設の適切な整備・配置・維持と、防災関係機関等との間の情報の共有化やICTを活用した観測・監視体制の強化

ウ 広報や講習会等を通じた気象知識等の普及

エ 高速道路においても、気象による道路交通障害が予測されるときは、情報板及びハイウェイラジオ等による、道路利用者への迅速な情報提供

第5節 車両の安全性の確保

1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

(近畿運輸局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、県県民生活部)

(1) 安全運転サポート車の普及促進

(2) 先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するための理解醸成に向けた取組の推進

(3) 自動車アセスメント情報の提供等

ア 自動車アセスメントは、令和2年度より評価結果をより分かりやすい形にするため、統合評価（1★～5★で表示）を導入しており、制度の一層の周知

イ i-S i z e 対応チャイルドシートの普及啓発・安全性能比較情報等の提供

## 2 自動運転車の安全対策・活用の推進

(近畿運輸局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、県警察本部)

### (1) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進

地方部における高齢者等の移動に資する無人自動運転移動サービス車両の実現に向けて、車両の安全性を確保するために、実証実験等の取組の促進

### (2) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進

自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、過信・誤解することなく、使用してもらえよう取組の推進

### (3) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進

自動運転車の事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境条件の状況、運転者の対応状況等様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明及び再発防止の推進

## 3 自動車の検査及び点検整備の充実

(神戸運輸監理部兵庫陸運部)

### (1) 検査体制の充実

- ア 現在の検査に加え、車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車整備・検査の高度化
- イ 道路運送車両法の改正に伴う使用者による自主的な保守管理の促進
- ウ 独立行政法人自動車技術総合機構と協力した効果的な検査

### (2) 街頭検査等の実施

- 関係機関・団体等の協力を得て、
- ア 尼崎ディーゼルクリーンキャンペーンを含む街頭検査の随時実施
  - イ 整備不良車両及び不正軽油の使用の排除
  - ウ 定期点検整備に対するユーザー意識の高揚
  - エ 無車検車両の運行の排除

### (3) 不正改造車の排除

- 関係機関・団体と協力して、
- ア 「不正改造車を排除する運動」による不正改造車の排除意識の高揚
  - イ 迷惑改造車相談窓口からの民間情報の入手と使用者に対する直接指導の強化

### (4) 点検整備の促進

関係機関・団体等と協力して、

- ア 「自動車点検整備推進運動」及び「ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン」
- イ 先進技術の機能を適切に維持するためには、これまで以上に適切な保守管理が重要となることを踏まえ、点検整備の適切な実施に関する広報活動
- ウ 迷惑黒煙相談窓口からの民間情報の入手と使用者に対する直接指導の強化

(5) 自動車整備事業者に対する指導監督

ア 監査の実施

指定自動車整備事業場及び自動車特定整備事業場へ立入り監査による不正車検・不正改造の防止

イ 研修の実施

(ア) 自動車検査員・整備主任者・整備管理者研修

(イ) 自動車整備事業者に対する講習会等

(ウ) 整備主任者に対する最新の低公害装置や電子制御装置などの新技術に対応した実技講習

(6) リコール制度の充実・強化

ア 「自動車不具合情報ホットライン」(フリーダイヤル、ホームページ、24時間受付電話)を活用したユーザーからの自動車不具合情報の幅広い収集

イ 得られた多数の情報の分析とリコール該当車の早期発見

ウ 自動車製作者等に対する立入検査と改善措置の確実・迅速な届出等の指導

#### 4 自転車の安全性の確保

(県県民生活部、県教育委員会、県警察本部)

(1) 損害賠償責任保険等への加入徹底等

ア 自転車利用者が定期点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運の醸成

イ 自転車小売業者など関係事業者と連携した損害賠償責任保険等への加入徹底

(2) 反射器材等の装着促進

灯火の点灯の徹底と側面を含めた反射器材用品の取付けの促進

(3) 幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発

ア 保護者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育

イ 幼稚園、保育所、認定こども園等と連携した保護者に対するリーフレットの配布等による情報提供

#### 5 交通関係用品の安全性の確保及び向上

(近畿経済産業局)



(1) 消費生活用製品安全法

自動二輪車及び原付自転車乗車用ヘルメットを特定製品に指定し、基準不適合製品の製造・輸入・販売を禁止

(2) 消費生活用製品安全法の適正執行

ア 製造・輸入事業者の届出等の受理

イ 届出事業者に対する報告徴収・立入検査等

## 第6節 道路交通秩序の維持

### 1 交通指導取締りの強化等

(県警察本部)

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り

交通死亡事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び、県民からの取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた取締り

ア 横断歩行者の保護に資する交通指導取締り

(ア) 横断歩行者等妨害

(イ) 歩行者の交通違反に対する指導警告

イ 飲酒運転及び無免許運転

(ア) 調査・分析及び関連情報の組織的な活用による厳正な取締り

(イ) 周辺者に対する徹底した捜査

ウ 妨害運転

悪質・危険な運転に対する各種法令を適用した検挙措置

エ 著しい速度超過

可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な取締り

オ 自転車利用者による悪質・危険な交通違反

信号無視や一時不停止等の悪質・危険な違反に対する積極的な検挙措置

カ 電動キックボード等による悪質・危険な交通違反

(ア) 飲酒運転・信号無視・通行区分違反等の悪質・危険な行為に重点を置いた取締りの強化

(イ) 整備不良車両の運転等に対する取締りの徹底

キ シートベルト及びチャイルドシート

被害軽減のための交通指導取締り

ク 携帯電話使用等

重大事故につながり得る「ながら」行為の取締り

(2) 交通事故防止に資する街頭活動

交通事故の多発する路線及び交差点における制服警察官による交通監視活動や、白バイ、パトカーによる警戒活動の推進

ア 通学路における活動

- (ア) 学校関係者やP T A等と連携を図り、通学路における児童の安全確保と、地域住民に安心感を与える活動
- (イ) 通学時間帯・薄暮時間帯における活動
- イ 歩行者及び自転車利用者に対する指導
  - (ア) 児童、高齢者等の保護誘導と法令違反に対する指導
  - (イ) 自転車の交通ルールと正しい乗り方や点検整備についての指導

### (3) 背後責任の追及

- ア 事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の背後責任の追及
- イ 自動車の使用者に対する指示及び使用制限命令等による再発防止の徹底

### (4) 高速道路における交通の安全確保

- ア 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進
  - 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反、特に著しい速度超過、妨害運転、飲酒運転、無免許運転、携帯電話使用、車間距離不保持、交通の流れを阻害する通行帯違反等を重点とした交通指導取締りの推進
- イ シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底
  - 全ての座席におけるシートベルト装着等義務違反の交通指導取締り
- ウ 逆走・立入り事案対策
  - (ア) 逆走事案の的確な検挙措置
  - (イ) 検挙後の措置
    - 運転者の言動等から認知症等の一定の症状を呈する病気等にかかっている疑いがある場合は、運転者の保護や、臨時適性検査を検討

## 2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

(県警察本部)

- (1) 危険運転致死傷罪の的確な立件に向けた組織的かつ重点的な捜査の実施
- (2) 交通鑑識を始めとした捜査体制の充実及び若手交通捜査員に対する教養等交通捜査員の捜査能力の一層の向上
- (3) 装備資機材の整備による客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件捜査の推進

## 3 暴走族等対策の推進

(近畿運輸局、県民生活部、県教育委員会、県警察本部)

- (1) 実態把握の徹底

- ア あらゆる活動を通じた暴走族の情報収集活動の強化
- イ 110 番の分析等によるい集場所、暴走路線等などの実態把握
- ウ 暴走族加入者に対する個別、継続的な指導の徹底

(2) 暴走族を許さない社会環境づくり

- ア 関係機関・団体との連携による暴走族追放機運の高揚
  - (ア) 「暴走をしない・させない・見に行かない」の三ない運動の展開
  - (イ) 関係機関等と連携した広報啓発活動
- イ 管理者対策
  - い集場所として利用されやすい施設の管理者や暴走行為が頻繁に行われる路線の管理者に対するい集防止、道路改良等各種対策の要請
- ウ 暴走行為の抑止を目的とした交通規制
- エ 不正改造車の排除
  - (ア) 「不正改造車を排除する運動」を全県的に展開
  - (イ) 不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する厳正な立入検査等

(3) 取締りの強化

- ア い集、暴走行為の実態に応じた取締り体制の確立
- イ 装備資機材の有効活用
- ウ 悪質違反への強制捜査を原則とした取締り
- エ 不正改造車両に対する取締り強化と不正改造車の背後責任の追及
- オ 違反行為を敢行する旧車会員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者）に対する騒音関係違反等の取締り強化
- カ 平素からの二輪対策による暴走行為等の未然防止

(4) 行政処分の徹底（免許取消処分等による暴走族の早期排除）

運転者のみならず同乗者への重大違反唆（そそのか）し等の適用

## 第7節 救助・救急活動の充実

### 1 救助・救急体制の整備

(近畿地方整備局、県危機管理部、県保健医療部、県教育委員会、  
県警察本部、県下消防本部、西日本高速道路(株)、  
阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

(1) 情報収集伝達体制の整備

- ア 道路に設置している非常電話、道路パトロールカーの巡回等による情報収集
- イ 通報者のスマートフォンのビデオ通話機能を使い、事件や事故の現場映像を受信する「KobeLive119」等の「Live119」、「Live110」の活用
- ウ 道路管理者から関係機関への迅速な連絡・情報提供等
- エ 各消防本部間に設置した専用電話による交通事故発生時の連絡の迅速化

(2) 集団救助・救急体制の整備（大規模交通事故等への対処）

- ア 救助関係機関・救急医療機関の連携体制の整備
- イ 隣接応援協定や兵庫県広域消防相互応援協定による周辺自治体との組織的対応
- ウ 大規模救助・救急事案を想定した訓練

(3) 応急手当の普及

- ア AEDの使用を含めた応急手当について、学校教育機関、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社及び民間団体等の関係機関における応急手当（AEDの使用を含む）に関する指導資料の作成・配布、講習会の開催等
- イ 救急の日、救急医療週間等の機会を通じた広報啓発活動
- ウ 消防機関、医療機関及び日本赤十字社による応急手当指導者の養成
- エ 救急要請受信時における応急手当の口頭指導の推進
- オ 指定自動車教習所に対する指導による運転免許取得時の応急救護知識の普及

(4) メディカルコントロール体制の充実強化

- ア 救急救命士等に対する医師の指示又は指導・助言体制の強化
- イ 救急救命士の活動に対する事後検証体制の強化
- ウ 救急救命士に対する再教育体制（病院実習）の強化

(5) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

- ア ヘリコプターの持つ迅速性、機動性の有効活用  
交通事故の状況把握、負傷者の救急搬送等への積極的活用
- イ 医師スタッフ同乗型救急ヘリコプターの運航  
兵庫県災害医療センター、神戸大学医学部附属病院と連携し、救急現場における医師等による早期救急医療の実施

(6) 消防救助隊の整備、消防救助隊員の養成及び救助活動の質的向上

- ア 救助体制の充実強化  
総務省令で定める基準に従った資機材の配置
- イ 消防救助隊員の技術向上
  - (ア) 兵庫県消防学校及び神戸市消防学校における救助課程の計画的実施
  - (イ) 総務省令の基準を満たす救助隊員の養成
  - (ウ) 日常の教育・訓練による技術の向上
- ウ 救助活動の質的向上  
指揮隊及び救急隊との連携訓練の実施

## 2 救急医療体制の整備

(県保健医療部)

### (1) 初期救急医療体制の実施

市郡を単位とした休日夜間急患センターや在宅当番医制による休日・夜間における軽症救急患者への対応

### (2) 二次救急医療体制の実施

県内 13 地域の病院群輪番制による入院・手術を必要とする重症患者への対応

### (3) 三次救急医療体制の実施

ア 県内 10 箇所の救命救急センターと 1 箇所の三次的機能病院による多発外傷、頭部外傷、心筋梗塞等重篤患者への対応

イ 人口が散在し、医療資源の乏しい地域におけるドクターヘリの積極的導入  
但馬地域を主な運航範囲とする 3 府県ドクターヘリ、淡路地域も運航範囲とする徳島県ドクターヘリ、播磨地域、丹波南部地域を運航範囲とする兵庫県ドクターヘリ、但馬北西部地域も運航範囲とする鳥取県ドクターヘリによる広域における救急医療の提供

### (4) 救急告示医療機関の認定による救急医療体制の確保

救急病院等を定める省令の要件を充たす医療機関を救急告示医療機関として認定

### (5) 兵庫県広域災害・救急医療情報システムの運営

ア 医療情報の収集と提供

(ア) インターネット回線で医療機関、血液センター、消防本部及び救急医療情報センターとホスティングセンターとを結び、医療機関から救急医療に必要な情報を収集

(イ) 救急患者搬送に際して必要な医療情報を消防機関へ提供

イ 早期搬送

搬送困難事例に際して、消防本部・救急隊からの複数の医療機関への一斉に受入要請による早期の搬送

## 3 救急関係機関の協力関係の確保等

(県保健医療部、県下消防本部)

### (1) プレホスピタル・ケアの充実強化

ア プレホスピタル・ケアにおける救急救命士を含めた救急隊員が行う応急処置等を医学的観点から保障するため、医師の指示、指導・助言体制、事後検証体

- 制、再教育体制の更なる充実強化
- イ 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の検証による救急医療機関との連携・協力体制の強化
- ウ ドクターカーの活用による医師・看護師等の救急現場における救命処置

## 第8節 被害者支援の充実と推進

### 1 自動車損害賠償保障制度の充実等

(神戸運輸監理部兵庫陸運部、県県民生活部、県警察本部)

- (1) 街頭取締りの強化
  - 無保険（無共済）車両の取締り強化
- (2) 責任保険（責任共済）への加入の徹底
  - ア 無保険（無共済）車監視員制度の活用
  - イ ポスター、リーフレットの関係機関等への配布
  - ウ 報道機関への広報依頼
- (3) 自転車の損害賠償責任保険等への加入徹底
  - ア 交通安全教室やキャンペーン等を通じた普及啓発
  - イ 自転車小売業者など関係事業者の協力を得た加入の徹底

### 2 損害賠償の請求についての援助等

(県県民生活部、県警察本部、神戸市)

#### (1) 交通事故相談所の運営

相談所	開設日※	場 所
兵庫県交通事故相談所 (本所)	毎週月・火・木・金	神戸クリスタルタワー6階 (兵庫県民総合相談センター内)
同 姫路支所	毎週水	兵庫県姫路総合庁舎2階
同 豊岡支所	毎週水	兵庫県豊岡総合庁舎1階
神戸市交通事故相談所	毎週月～金曜日	神戸市役所1号館18階 (市民相談室)

※ 開設日：祝日、年末年始を除く

#### (2) 弁護士による交通事故相談の実施

兵庫県民総合相談センター及び各県民局・県民センターにおける弁護士による交通事故法律相談

- (3) 警察署における交通事故相談  
相談窓口を通じた損害賠償手続き等の教示
- (4) 交通事故相談員の資質向上  
国土交通省が主催する各種研修会等への参加
- (5) 広報活動  
県内市町、警察署等関係機関に交通事故相談リーフレットの配布

### 3 交通事故被害者支援の充実強化

(近畿運輸局、県民生活部、県教育委員会、県警察本部、神戸市)

- (1) 交通遺児等救済対策  
激励品の贈呈、助成等各種援助事業の促進
- (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策
  - ア 交通事故相談業務の実施
    - (ア) 県・市町の交通事故相談所
    - (イ) 交通安全活動推進センター（(一財)兵庫県交通安全協会内）
    - (ウ) (公社)ひょうご被害者支援センター等
  - イ 被害者支援制度の充実
    - (ア) ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者や遺族に対する捜査状況等の連絡
    - (イ) 被害者から事故の概要等について説明を求められた場合の適切な対応
  - ウ その他被害者支援の充実
    - (ア) 啓発用冊子の作成・配布
    - (イ) 行政処分に関する情報の提供

### 第3章 鉄道交通の安全

#### 第1節 鉄道交通環境の整備と安全な運行の確保等

(近畿運輸局、神戸地方気象台、県県民生活部、県保健医療部、  
県土木部、県まちづくり部、県下消防本部、西日本旅客鉄道(株))

##### (1) 鉄道施設等の安全性の向上

- ア 鉄道施設の維持管理及び補修の促進
- イ 老朽化が進んでいる橋梁等の施設の長寿命化に資する補強・改良の促進
- ウ 地域鉄道(人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられ  
ている鉄道)に対する施設・車両等の適切な維持・補修等の促進
- エ 研究機関の専門家による技術支援制度を活用した技術力の向上
- オ 多発する自然災害へ対応の強化
  - (ア) 切土や盛土等の土砂災害対策の促進
  - (イ) 地下駅等の浸水対策の促進
  - (ウ) 鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため  
の主要駅や高架橋等の耐震対策の促進
  - (エ) 令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震に関する検証委員会の  
中間とりまとめを踏まえた高架橋の耐震補強の前倒し
- カ 高齢者、障害者等の安全利用のための対策(バリアフリー化)  
段差の解消、事故発生状況や駅の利用実態等を勘案した優先度が高いホーム  
でのホームドアの整備、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備等の整  
備等のハード対策の促進

##### 【鉄道駅バリアフリーの加速】

兵庫県では、全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定し、鉄道駅舎のバリアフリー化に取り組んできた結果、令和4年度末には1日あたりの乗降客数が3千人以上の216駅全ての段差解消が完了した。また、乗降客数が10万人以上の駅や、転落件数が多い駅においてホームドアの整備を支援し、4駅11番線で完了している。国土交通省は、令和3年12月、鉄道事業者が利用者から薄く広い負担を得てバリアフリー化を促進していく「鉄道駅バリアフリー料金制度」を創設した。兵庫県内では、令和5年4月から阪急電鉄、阪神電気鉄道、神戸電鉄、山陽電気鉄道、JR西日本が本制度を適用し、バリアフリー化に取り組んでいく予定。

##### (2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置(ATIS)等、運転士異常時  
列車停止装置、運転状況記録装置等の整備の推進

##### [事業計画の概要]

項目		事業量
線 路 施 設 等 の 整 備	軌道強化	17 km
	線路	0箇所
	橋りょう改良	15箇所
	駅改良	47駅



	トンネル改良	1箇所
	防災施設・その他	75箇所
運 転 保 安 設 備	自動閉そく信号	22箇所
	連動装置	15箇所
	A T S等	36箇所
	列車無線装置	0箇所
	信号機改良等	1箇所

(3) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

- ア 学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象とした交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施
- イ ホームでの歩きスマホの危険性や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行う等の鉄道利用者への広報
- ウ 駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備の分かりやすい表示の整備の促進
- エ 駅ホーム及び踏切道における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底

(4) 定期的又は重大事故発生時の保安監査

- ア 輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等の指導
- イ 過去の指導のフォローアップの実施

(5) 運転士の資質の保持

- ア 動力車操縦者運転免許試験の適正実施
- イ 運転管理者及び乗務員指導管理者への指導

(6) 安全上のトラブル情報の共有・活用

- ア 鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議の開催による事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等
- イ 安全上のトラブル情報の迅速な収集と鉄道事業者への周知
- ウ 国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報の鉄道事業者への周知
- エ 運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告

(7) 気象情報等の充実

- ア 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象の的確な把握

- イ 特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速確実な伝達並びにこれらの情報の質的向上
- ウ 気象、地震、津波等に関する観測施設の整備・維持
- エ 防災関係機関等との間の情報の共有化やICTを活用した観測・監視体制の強化
- オ 広報や講習会等を通じた気象知識の普及

(8) 大規模な事故・災害等が発生した場合の適切な対応

- ア 国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等の点検・確認
- イ 鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供、迅速な復旧に必要な体制に関する鉄道事業者への指導
- ウ 降雪時等における除雪車の出動準備・除雪体制の確認及び長時間の駅間停車の発生が見込まれる場合における運行再開・乗客救出を並行して行なうことを徹底するための、鉄道事業者への指導

(9) 運輸安全マネジメント評価

運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進

(10) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型台風が接近・上陸するなど、気象状況により列車の運転に支障が生じるおそれが予想されるときは、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で、計画的に列車の運転を休止するなど安全の確保に努めるよう指導

また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導

(11) 救助・救急活動の充実

- ア 主要駅における防災訓練の充実
- イ 鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化
- ウ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の鉄道職員に対する普及啓発活動

(12) 被害者支援の推進

- ア 平時における取組
  - (ア) 被害者等への支援体制の整備
    - a 公共交通事故被害者支援室における被害者相談の受付

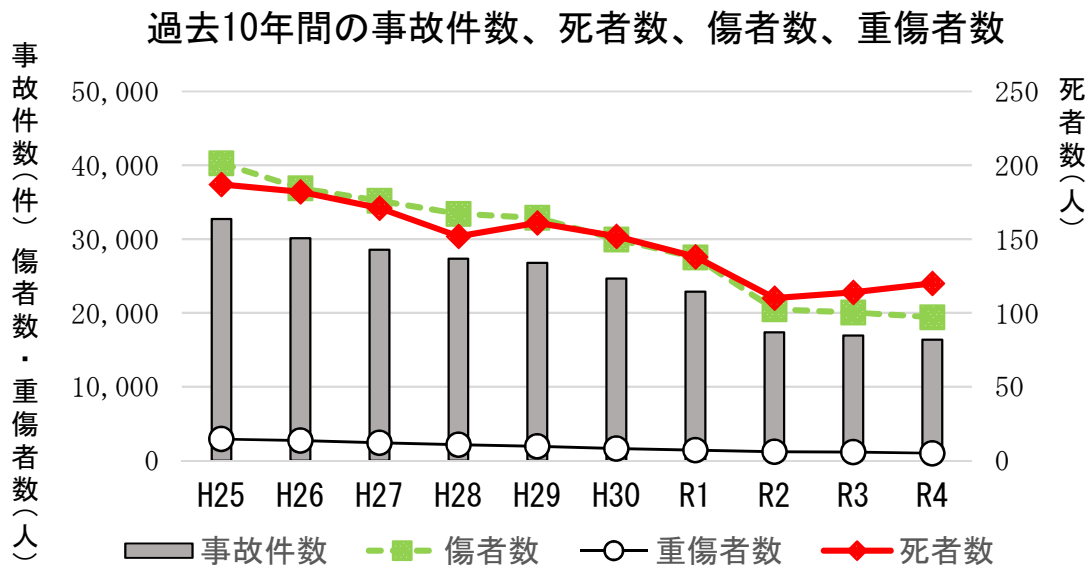
- b 被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施
- c 関係機関等とのネットワークの形成等
- (イ) 事業者における支援計画作成の促進
  - a 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づく計画の策定
  - b 被害者等に対する支援の充実
- イ 事故発生時の取組
  - (ア) 事故発生直後の対応
    - a 被害者等に対する窓口を設置
    - b 安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝達
    - c 被害者等に役立つ情報の収集・整理・提供
    - d 被害者等が事故現場において行う安否確認等の支援
    - e 被害者等からの要望の事業者等への伝達と必要な対応の要請
    - f 現場受入体制等に関する情報の被害者等への提供
    - g 被害者等からの問い合わせ・相談への的確な対応
  - (イ) 中長期的対応
    - a 被害者等のための窓口の設置
    - b 事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策の被害者等への説明
    - c 公共交通事故被害者支援に関する事業者への指導・助言
    - d 被害者等に対する関係機関や心のケアの専門家の紹介

資料

1 交通事故統計

(1) 過去10年の事故件数、死者数、傷者数、重傷者数

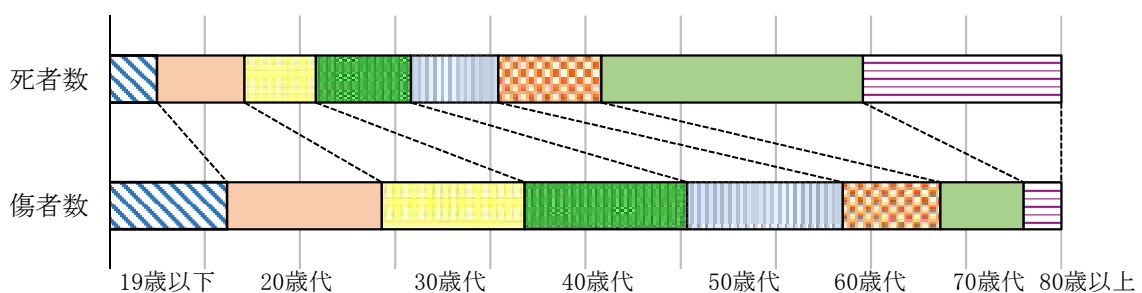
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事故件数(件)	32,734	30,118	28,542	27,340	26,791	24,667	22,896	17,352	16,929	16,372
死者数(人)	187	182	171	152	161	152	138	110	114	120
傷者数(人)	40,273	36,894	35,203	33,397	32,878	29,945	27,501	20,489	20,043	19,425
うち重傷者数	2,926	2,704	2,424	2,137	1,931	1,619	1,406	1,224	1,175	1,004



(2) 年齢層別の死者数、傷者数 (令和4年)

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
死者数(人)	6	11	9	12	11	13	33	25
構成率	5.0%	9.2%	7.5%	10.0%	9.2%	10.8%	27.5%	20.8%
(前年からの増減)	3	2	5	1	0	▲ 1	2	▲ 6
傷者数(人)	2,399	3,154	2,913	3,321	3,174	1,996	1,696	772
構成率	12.4%	16.2%	15.0%	17.1%	16.3%	10.3%	8.7%	4.0%
(前年からの増減)	▲ 111	▲ 100	▲ 138	▲ 217	26	▲ 57	▲ 51	30

死者及び傷者の年齢層別の構成率



(3) 状態別、年齢層別の死者数 (令和4年)

	歩行者	自転車	原付自転車	自動二輪	自動車	その他
死者数(人)	43	22	2	20	33	0
構成率	35.8%	18.3%	1.7%	16.7%	27.5%	0.0%
(前年からの増減)	▲ 1	10	▲ 3	2	▲ 2	0
うち15歳以下	0	0	0	0	0	0
うち16～24歳	2	1	0	8	3	0
うち25～64歳以下	7	5	2	11	15	0
うち65歳以上	34	16	0	1	15	0

(自動車乗車中死者のうちシートベルトの着用状況)

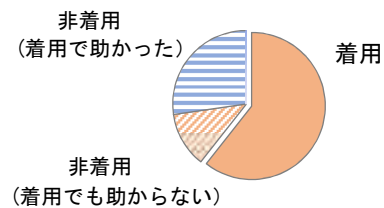
	着用	非着用 (着用していても 助からなかった)	非着用 (着用していれば 助かった)	その他
死者数(人)	20	4	9	0
構成率	60.6%	12.1%	27.3%	0.0%

※その他は除外者、装備なし、不明

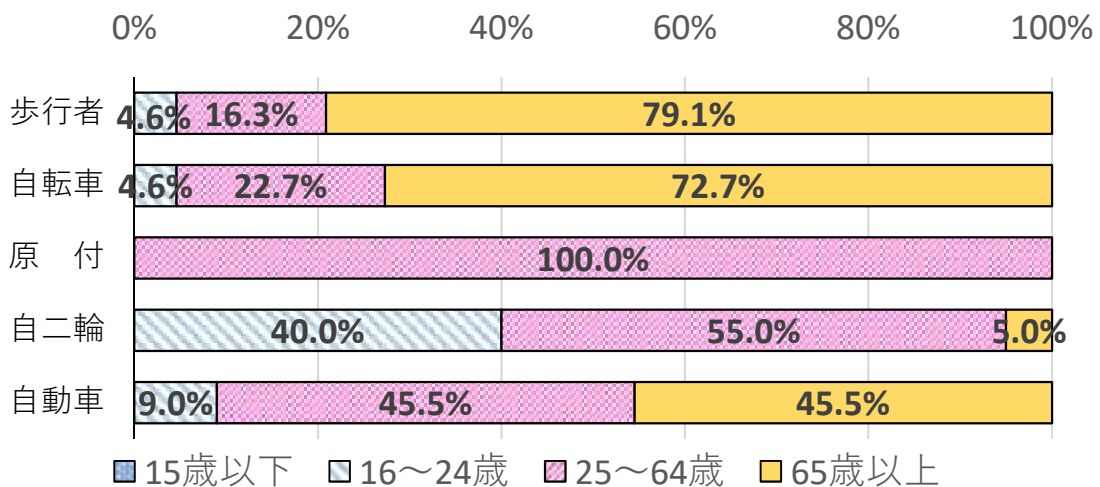
死者の状態別構成率



自動車乗車中死者のシートベルトの着用状況

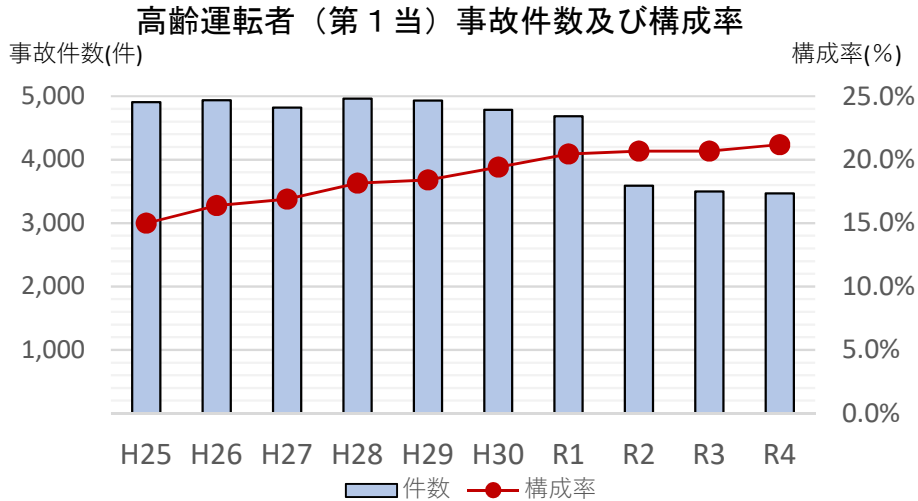


状態別死者の年齢構成率



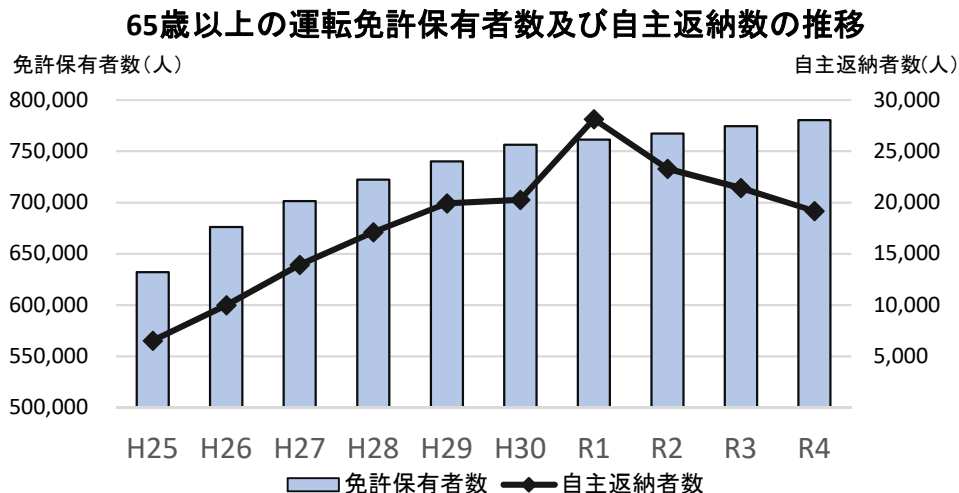
(4) 高齢運転者が第1当事者の事故件数及び死者数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
高齢運転者事故件数(件)	4,905	4,935	4,819	4,964	4,932	4,788	4,683	3,589	3,500	3,468
構成率	15.0%	16.4%	16.9%	18.2%	18.4%	19.4%	20.5%	20.7%	20.7%	21.2%
高齢運転者事故死者数(人)	53	40	36	31	38	42	28	19	38	26
構成率	28.3%	22.0%	21.1%	20.4%	23.6%	27.6%	20.3%	17.3%	33.3%	21.7%



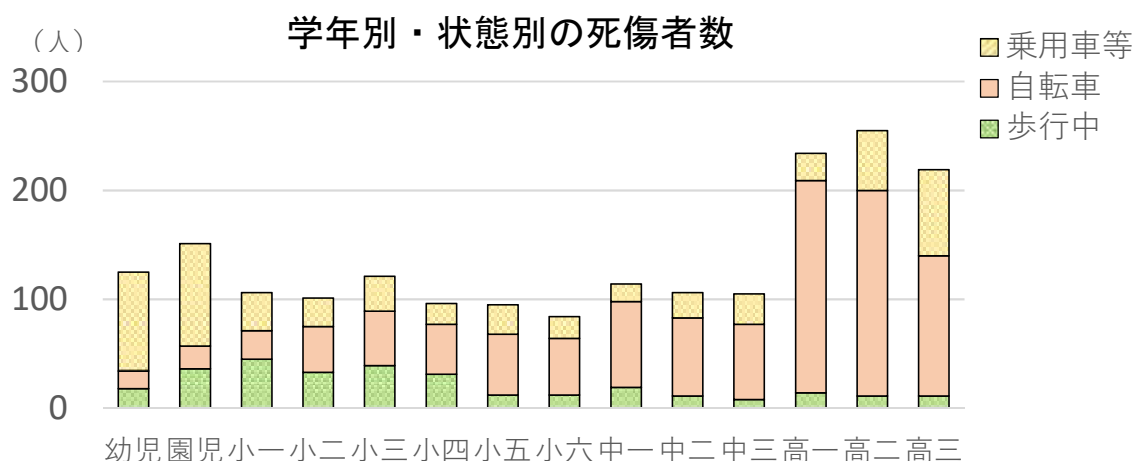
(5) 高齢者の運転免許保有状況等

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
免許保有者数(人)	3,473,709	3,480,182	3,477,353	3,473,968	3,470,677	3,467,640	3,454,660	3,440,819	3,435,280	3,430,480
うち65歳以上	631,979	676,114	701,506	722,223	740,069	756,334	761,249	767,288	774,354	780,396
構成率	18.2%	19.4%	20.2%	20.8%	21.3%	21.8%	22.0%	22.3%	22.5%	22.7%
うち75歳以上	161,012	169,059	180,300	194,911	205,790	215,026	222,399	226,189	234,748	258,158
構成率	4.6%	4.9%	5.2%	5.6%	5.9%	6.2%	6.4%	6.6%	6.8%	7.5%
65歳以上自主返納者数(人)	6,539	9,993	13,913	17,100	19,927	20,270	28,133	23,302	21,432	19,182



(6) 子供の学年別、状態別の死傷者数（令和4年）

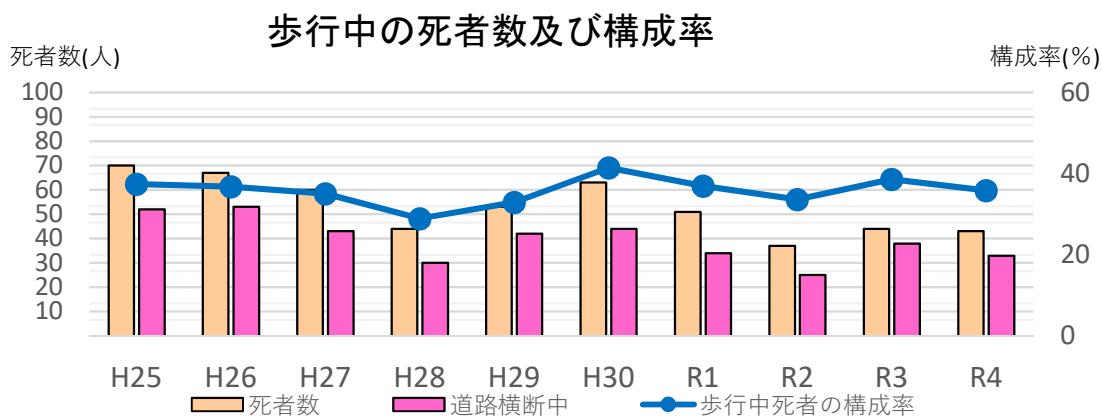
	幼児	園児	小学生						中学生			高校生		
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生
歩行中	18	36	45	33	39	31	12	12	19	11	8	14	11	11
自転車乗用中	16	21	26	42	50	46	56	52	79	72	69	195	189	129
乗用車乗車中等	91	94	35	26	32	19	27	20	16	23	28	25	55	79
合計	125	151	106	101	121	96	95	84	114	106	105	234	255	219



(7) 歩行者関係事故件数及び歩行中の死者数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
歩行者関係事故件数(件)	3,086	2,844	2,871	2,857	2,898	2,821	2,657	2,054	1,942	1,948
構成率	9.4%	9.4%	10.1%	10.4%	10.8%	11.4%	11.6%	11.8%	11.5%	11.9%
歩行中の死者数(人)	70	67	60	44	53	63	51	37	44	43
構成率	37.4%	36.8%	35.1%	28.9%	32.9%	41.4%	37.0%	33.6%	38.6%	35.8%
道路横断中の死者(人)	52	53	43	30	42	44	34	25	38	33
うち横断歩道での死者(人)	18	21	17	11	10	20	12	9	13	14

※歩行者関係事故とは歩行者が第1当事者又は第2当事者の事故をいう。

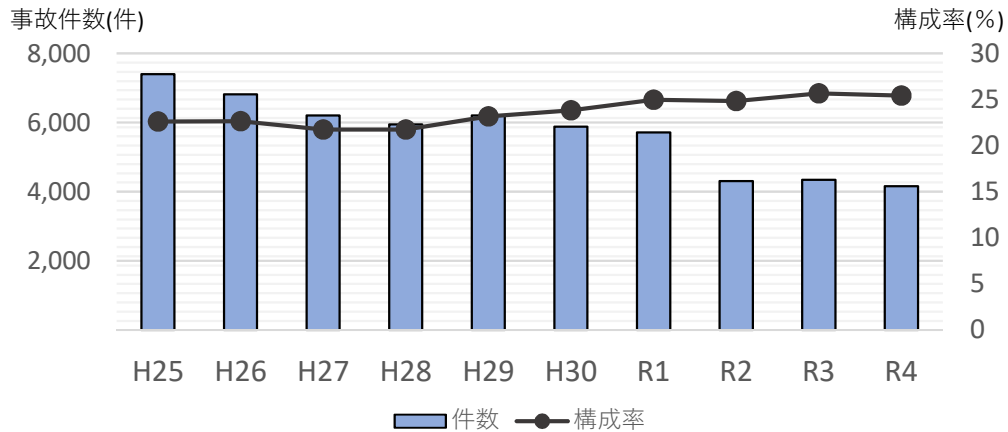


(8) 自転車関係事故件数及び死者数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
自転車関係事故件数(件)	7,400	6,821	6,205	5,945	6,207	5,881	5,716	4,311	4,344	4,162
構成率	22.6%	22.6%	21.7%	21.7%	23.2%	23.8%	25.0%	24.8%	25.7%	25.4%
自転車関係事故死者数(人)	23	25	29	30	21	13	24	23	12	22
構成率	12.3%	13.7%	17.0%	19.7%	13.0%	8.6%	17.4%	20.9%	10.5%	18.3%

※自転車関係事故とは自転車が第1当事者又は第2当事者の事故をいう。

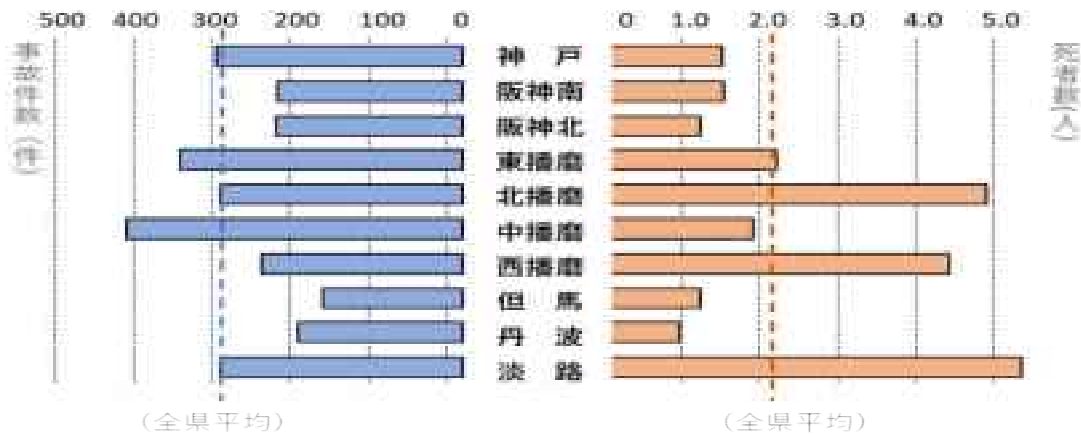
自転車関係事故件数及び構成率



(9) 地域別の事故件数及び死者数 (令和4年)

	全県	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	高速道
事故件数(件)	16,372	4,588	2,363	1,678	2,499	787	2,361	616	277	207	389	607
(前年からの増減)	▲557	256	▲241	▲481	▲82	4	0	▲99	▲38	28	11	85
(10万人当たり)	298.3	302.3	227.4	229.7	346.6	297.1	412.7	247.2	172.6	201.5	297.2	—
死者数(人)	120	23	16	9	16	13	11	11	2	1	7	11
(前年からの増減)	6	▲7	2	▲4	7	8	▲5	1	0	▲4	4	4
(10万人当たり)	2.19	1.52	1.54	1.23	2.22	4.91	1.92	4.41	1.25	0.97	5.35	—

地域別の事故件数及び死者数 (人口10万人当たり)

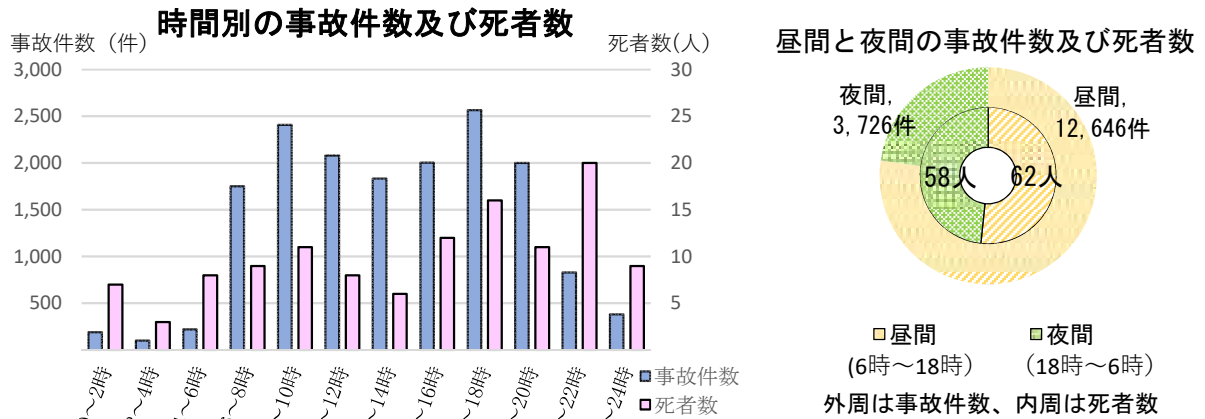


※1月1日時点の市町別住民基本台帳人口(県統計課調べ)により算出



(10) 時間別の事故件数及び死者数（令和4年）

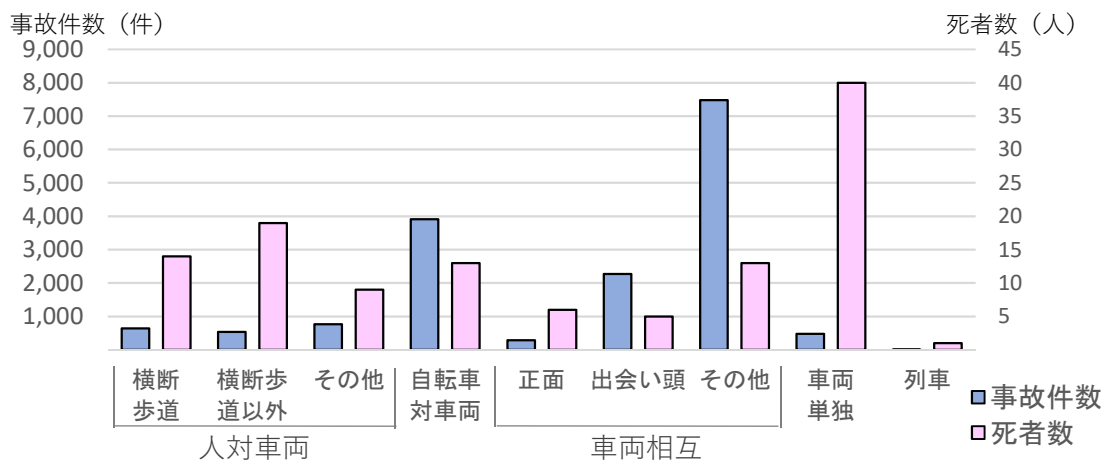
	0～2時	2～4時	4～6時	6～8時	8～10時	10～12時	12～14時	14～16時	16～18時	18～20時	20～22時	22～24時
事故件数(件)	190	101	220	1,753	2,409	2,081	1,832	2,004	2,567	2,002	831	382
(前年からの増減)	34	▲7	33	19	▲51	▲114	▲137	▲71	▲212	▲133	40	42
死者数(人)	7	3	8	9	11	8	6	12	16	11	20	9
(前年からの増減)	3	0	2	0	4	▲1	▲8	2	▲1	▲10	11	4



(11) 事故類型別の事故件数及び死者数（令和4年）

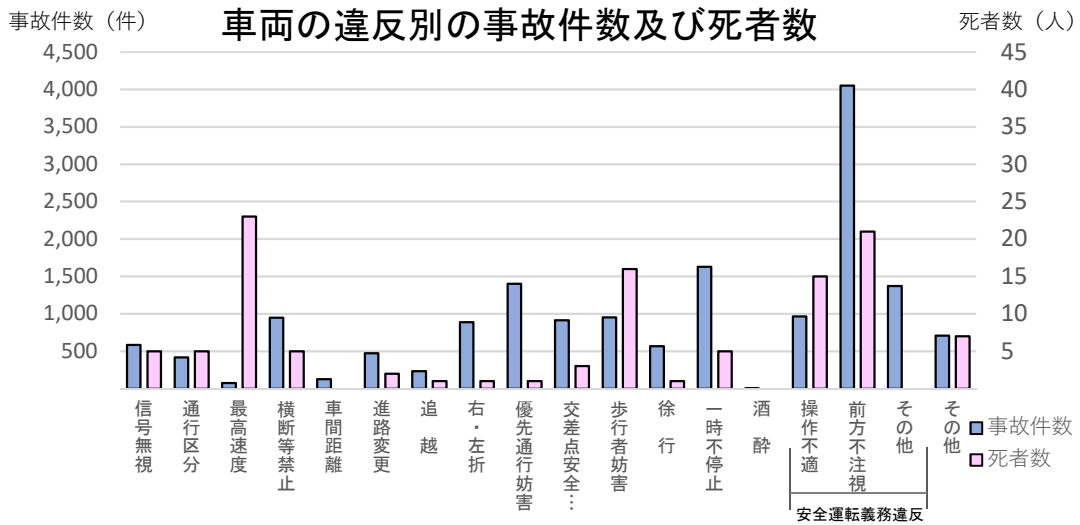
	人対車両			自転車 対車両	車両相互			車両 単独	列車
	横断歩道	横断歩道以外	その他		正面	出会い頭	その他		
事故件数(件)	645	533	769	3,912	287	2,268	7,479	478	1
(前年からの増減)	20	▲14	▲1	▲114	29	▲249	▲118	▲109	▲1
死者数(人)	14	19	9	13	6	5	13	40	1
(前年からの増減)	1	▲6	3	6	1	0	0	1	0

**事故類型別の事故件数及び死者数**



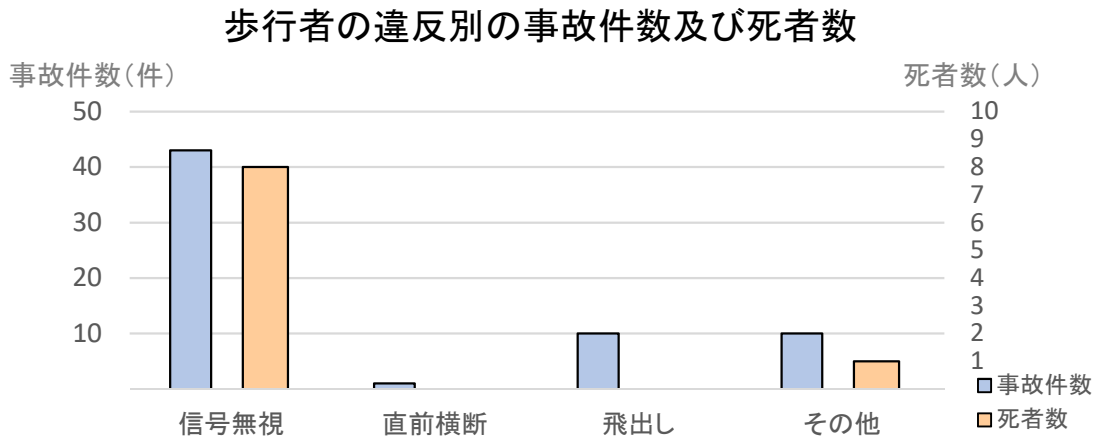
(12) 車両(第1当事者)の違反別の事故件数及び死者数(令和4年)

	車両の違反																	
	信号無視	通行区分	最高速度	横断等禁止	車間距離	進路変更	追越	右・左折	優先通行妨害	交差点安全進行	歩行者妨害等	徐行	一時不停止	酒酔	安全運転義務違反			その他
															操作不適	前方不注視	その他	
事故件数(件)	585	418	75	950	128	473	231	890	1,401	912	953	565	1,629	1	963	4,052	1,372	710
死者数(人)	5	5	23	5	0	2	1	1	1	3	16	1	5	0	15	21	0	7



(13) 歩行者(第1当事者)の違反別の事故件数及び死者数(令和4年)

	歩行者の違反			
	信号無視	直前横断	飛び出し	その他
事故件数(件)	43	1	10	10
死者数(人)	8	0	0	1

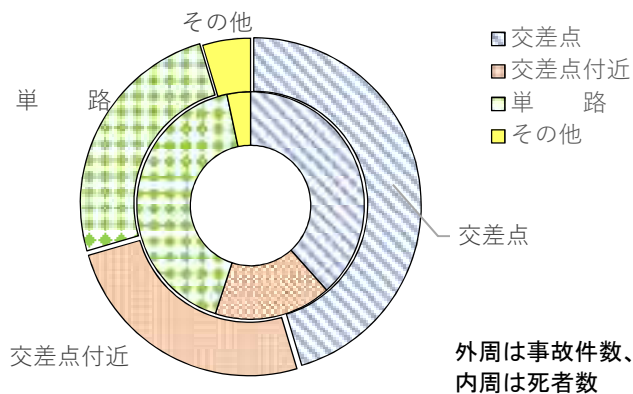


(14) 発生場所別の事故件数及び死者数（令和4年）

ア 道路形状別

	交差点	交差点付近	単路	その他
事故件数(件)	7,428	4,109	4,078	757
死者数(人)	46	20	50	4

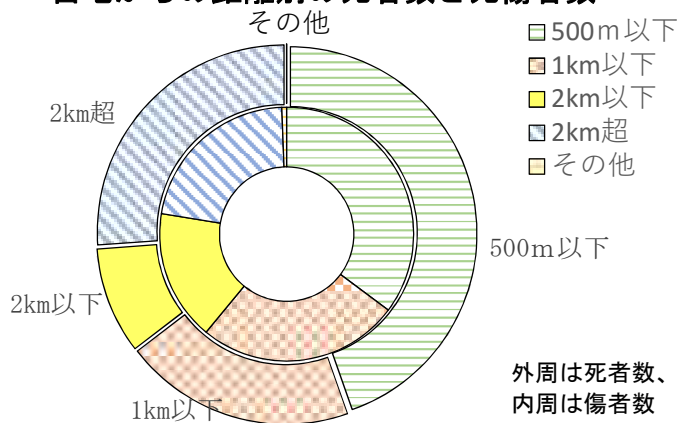
発生場所別の事故件数と死者数



イ 歩行者・自転車の自宅からの距離別の死者数及び傷者数

	500m以下	1 km以下	2 km以下	2 km超	その他
死者数(人)	29	13	6	17	0
傷者数(人)	2,117	1,545	1,001	1,309	37

自宅からの距離別の死者数と死傷者数



※各表の構成率は、端数処理の関係で合計しても100%にならない場合がある。

(15) 都道府県別交通事故死者数（令和2年～令和4年）

都道府県	死者数						人口10万人当たり死者数					
	令和2年		令和3年		令和4年		令和2年		令和3年		令和4年	
	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	
北海道	144	3	120	5	115	6	2.74	24	2.30	29	2.22	34
青森	28	39	29	36	31	34	2.25	32	2.34	28	2.54	26
岩手	46	23	35	30	37	26	3.75	8	2.89	17	3.09	13
宮城	44	27	42	24	37	26	1.91	39	1.82	40	1.62	42
秋田	37	33	28	38	33	31	3.83	6	2.92	15	3.49	6
山形	30	38	24	44	26	39	2.78	22	2.25	31	2.46	27
福島	57	18	49	20	47	19	3.09	17	2.67	22	2.59	24
東京	155	1	133	3	132	3	1.11	47	0.95	47	0.94	47
茨城	84	11	80	11	91	9	2.94	20	2.79	21	3.19	11
栃木	60	16	56	16	50	18	3.10	15	2.90	16	2.60	23
群馬	45	26	50	18	47	19	2.32	31	2.58	24	2.44	28
埼玉	121	7	118	6	104	8	1.65	43	1.61	42	1.42	45
千葉	128	5	121	4	124	4	2.05	35	1.93	39	1.98	38
神奈川	140	4	142	1	113	7	1.52	44	1.54	45	1.22	46
新潟	64	14	47	21	61	15	2.88	21	2.14	34	2.80	18
山梨	21	43	32	32	25	41	2.59	27	3.95	2	3.11	12
長野	46	23	45	23	46	21	2.24	33	2.20	33	2.26	33
静岡	108	9	89	10	83	10	2.96	19	2.45	27	2.30	32
富山	26	40	29	36	34	29	2.49	30	2.80	19	3.32	9
石川	40	32	26	40	22	45	3.51	10	2.29	30	1.96	39
福井	41	31	26	40	27	38	5.34	2	3.39	8	3.55	5
岐阜	43	28	61	14	75	11	2.16	34	3.08	11	3.82	2
愛知	154	2	117	7	137	2	2.04	36	1.55	44	1.82	40
三重	73	12	62	13	60	16	4.10	4	3.50	6	3.42	7
滋賀	49	20	37	27	38	25	3.47	11	2.62	23	2.69	19
京都	49	20	51	17	45	22	1.90	40	1.98	37	1.76	41
大阪	124	6	140	2	141	1	1.41	46	1.58	43	1.60	43
<b>兵庫</b>	<b>110</b>	<b>8</b>	<b>114</b>	<b>8</b>	<b>120</b>	<b>5</b>	<b>2.01</b>	<b>37</b>	<b>2.09</b>	<b>35</b>	<b>2.21</b>	<b>35</b>
奈良	25	41	39	25	29	36	1.88	41	2.95	14	2.21	35
和歌山	18	45	31	34	24	42	1.95	38	3.36	9	2.63	22
鳥取	17	47	19	46	14	47	3.06	18	3.44	7	2.55	25
島根	18	45	10	47	16	46	2.67	25	1.49	46	2.41	29
岡山	62	15	57	15	74	13	3.28	14	3.02	12	3.94	1
広島	71	13	70	12	74	13	2.53	29	2.50	26	2.66	20
山口	42	30	34	31	31	34	3.09	16	2.53	25	2.33	30
徳島	20	44	32	32	23	43	2.75	23	4.44	1	3.23	10
香川	59	17	37	27	35	28	6.17	1	3.89	3	3.72	4
愛媛	48	22	50	18	44	23	3.58	9	3.75	4	3.33	8
高知	34	35	25	43	26	39	4.87	3	3.61	5	3.80	3
福岡	91	10	101	9	75	11	1.78	42	1.97	38	1.46	44
佐賀	33	37	23	45	23	43	4.05	5	2.84	18	2.85	17
長崎	34	35	27	39	28	37	2.56	28	2.06	36	2.16	37
熊本	46	23	39	25	53	17	2.63	26	2.24	32	3.07	14
大分	43	28	36	29	32	32	3.79	7	3.20	10	2.87	16
宮崎	36	34	30	35	32	32	3.36	12	2.80	19	3.02	15
鹿児島	53	19	47	21	42	24	3.31	13	2.96	13	2.66	20
沖縄	22	42	26	40	34	29	1.51	45	1.77	41	2.32	31
<b>全国</b>	<b>2,839</b>		<b>2,636</b>		<b>2,610</b>		<b>2.25</b>		<b>2.09</b>		<b>2.08</b>	

※死者数及び人口10万人当たりの死者数は警察庁統計資料による。

(9)では住民基本台帳人口、(15)では推計人口により算出しているため、10万人当たりの死者は異なる場合がある。

## 2 令和4年度交通安全実施計画の実施状況

### (1) 交通安全教室

#### ア 四季の運動中

活動内容等		実績	
		実施回数	参加人員
交通安全大会		9回	792人
街頭キャンペーン		618回	104,631人
交通安全教育	園児	60回	3,227人
	小・中・高	158回	27,108人
	高齢者	76回	1,720人
	その他	43回	1,896人
	合計	337回	33,951人

区分	種類	枚数
四季の運動チラシ	4種類	200,000枚
横断歩道合図運動プラスチラシ	1種類	100,000枚
交通安全シルバー元気アップかわら版	4種類	30,000枚

#### イ スケアード・ストレイト交通安全教室

区分	実績	
	実施回数	参加人員
スケアード・ストレイト交通安全教室	6校	1,425人

### (2) 交通事故相談件数

区分	兵庫県交通事故相談所				神戸市 交通事故 相談所
	神戸	姫路	豊岡	計	
面接	45件	6件	15件	66件	92件
電話	362件	27件	29件	418件	—
計	407件	33件	44件	484件	92件

(3) 交通安全施設等の整備

ア 歩道等の整備

事業者	種別	単位	実績
近畿地方整備局	歩道	km	0
	交差点改良	箇所	0
	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置		一式
県土木部	歩道等	km	6.60
	自転車道等	km	4.50
	交差点改良	箇所	2
	道路照明、防護柵、道路標識、 区画線、道路情報提供装置		一式

イ 信号機等の整備

事業者	事業の名称等		単位	実績
県 警 察 本 部	信号機	新設(プログラム多段、押ボタン式)	基	16
		プログラム多段系統化	基	2
		全感応化、半感応化	基	4
		プログラム多段化	基	295
		押ボタン化	基	20
		電源付加装置	基	4
		高度化PICS	基	3
		灯器改良LED化	灯	2,426
	道路標識	大型標識	本	27
		路側標識	本	4,326
	道路標示	横断歩道	km	101.3
		実線	km	50.1
		図示	個	5,745
		自発光式停止線鈺	個	0
		自発光式交差点鈺	個	0

(4) 踏切道の整備

項目	実績
構造改良	6 箇所
踏切保安設備	51 箇所
踏切道の格上げ (4種→1種)	0 箇所

(5) 安全講習

ア 安全運転管理者等講習

講習種別	実績	
	回数	人員
安全運転管理者等講習	68回	14,057人

イ 運行管理者講習

講習種別	実績	
	回数	人員
運行管理者一般講習	48回	1,984人
運行管理者基礎講習	8回	875人
運行管理者特別講習	4回	21人

ウ 事業用自動車運転者に対する適性診断

事業別	実績
	人員
バス	868人
ハイヤー・タクシー	411人
個人タクシー	192人
トラック	8,112人
その他	559人
計	10,142人

(6) 鉄道の運転保安設備等の整備

項目		単位	実績
線路施設等の整備	軌道強化	km	16
	橋りょう改良	箇所	12
	駅改良	駅	61
	トンネル改良	箇所	1
	防災施設・その他	箇所	30
運転保安設備	自動閉そく信号	箇所	22
	連動装置	箇所	14
	A T S等	箇所	90
	列車無線装置	箇所	8
	信号機改良等	箇所	10

兵庫県交通安全対策会議事務局

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部くらし安全課

TEL 078-341-7711 (代表)

E-mail [seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp](mailto:seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp)